

(案)

# 向日市こども計画

(第3期向日市子ども・子育て支援事業計画)

令和6年 10 月

向日市

## 目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| <b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....         | 1  |
| 1 計画策定の背景と趣旨 .....                  | 1  |
| 2 計画の位置づけ .....                     | 2  |
| 3 計画の実施期間 .....                     | 3  |
| 4 計画の策定体制 .....                     | 3  |
| <b>第2章 向日市のこども・子育てを取り巻く状況</b> ..... | 4  |
| 1 統計によるまちの現状 .....                  | 4  |
| 2 アンケート調査結果 .....                   | 14 |
| 3 第2期計画の評価 .....                    | 32 |
| 4 基本目標ごとの課題と方向性 .....               | 34 |
| <b>第3章 計画の策定にあたって</b> .....         | 39 |
| 1 基本理念 .....                        | 39 |
| 2 基本的な視点 .....                      | 39 |
| 3 基本目標（案） .....                     | 40 |
| 4 施策の体系（案） .....                    | 42 |

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

国においては、少子化の歯止めをかけ、次代の社会を担うこどもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成24年に子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等の関係法律の整備法」）が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度においては、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、具体的には、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及、小規模保育や家庭的保育などの充実、親子同士の交流や相談の場（地域子育て支援拠点）や学童保育事業の充実など、保護者の就労の有無にかかわらず、全てのこどもと一緒に教育や保育を受けられ、地域の実情に応じて保育の場を確保することとしています。

その後、令和5年4月にこども基本法が施行されました。こども基本法では、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

また、こども基本法の制定に伴い、さらなるこどもに関する施策の推進に向けて、国は「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、「こども大綱」を定めています。

そして、常にこどもの最善の利益を第一とし、こどもに関する取り組み・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」といったこどもの視点と、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さない、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔の役割として「こども家庭庁」を新たに創設しました。

こうした背景の中、本市は、平成27年3月に「向日市子ども・子育て支援事業計画」（「第1期計画」）、令和2年3月に「第2期計画」を策定し、誰もが安心してこどもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、子育て環境の整備に取り組んできました。

令和6年度に第2期計画の計画期間が満了を迎えることから、「向日市こども計画（第3期向日市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、引き続き、こどもと子育て家庭を支援するとともに、こどもの育ちを重視する本市の実情に即した更なる環境整備を図ることを目指します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に規定する「市町村こども計画」として、本市におけるこども・子育て支援に関する施策を総括するものであり、その他の法令に基づくこども・子育てに関する次の計画と一体のものとして策定します。

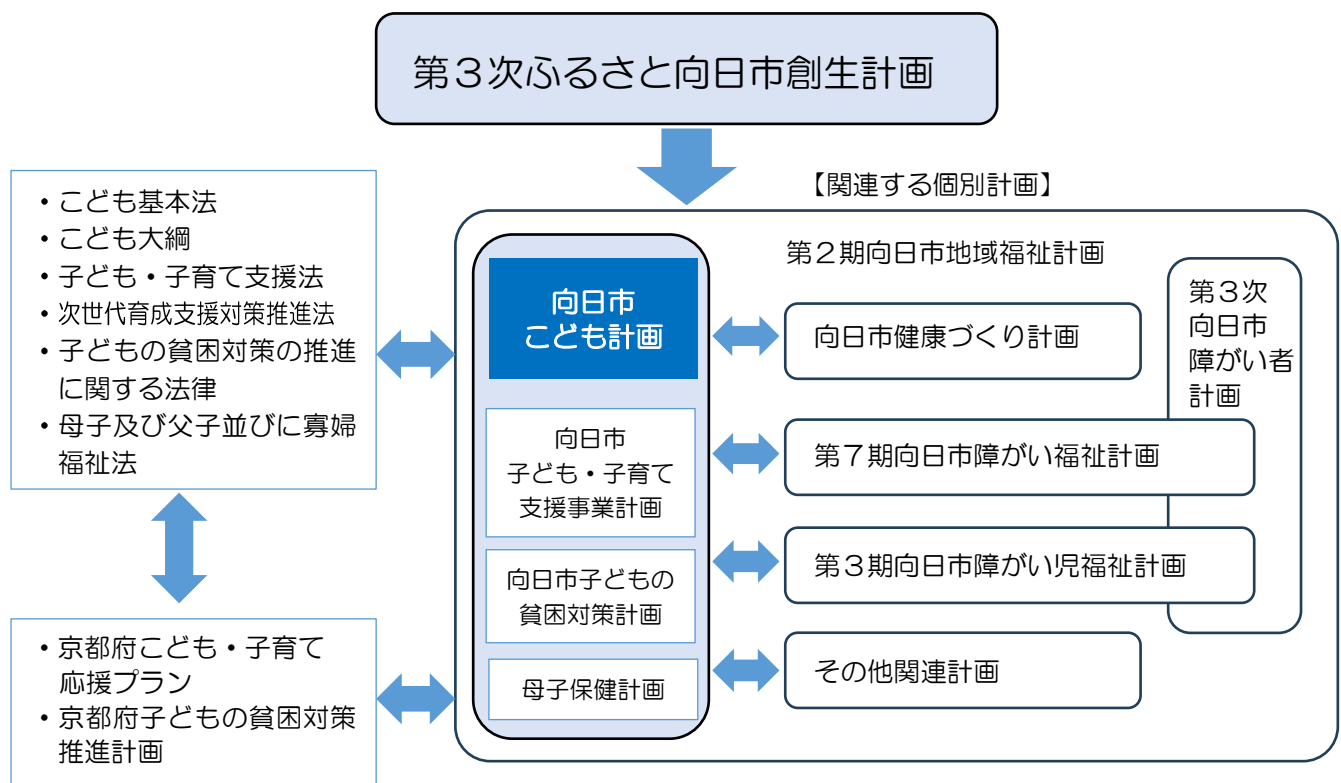
- 子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画（市町村行動計画）
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画
- 成育医療等基本方針に基づく計画策定指針で示された母子保健計画

また、市町村こども計画は、同法第10条において、国が策定するこども大綱と都道府県こども計画を勘案して定めることとしており、こども大綱には、同法第9条に基づき、以下の内容が含まれます。

- 少子化対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

また、本計画は、本市が今後進めるこども・子育て施策の基本的方向や目標を示すものです。

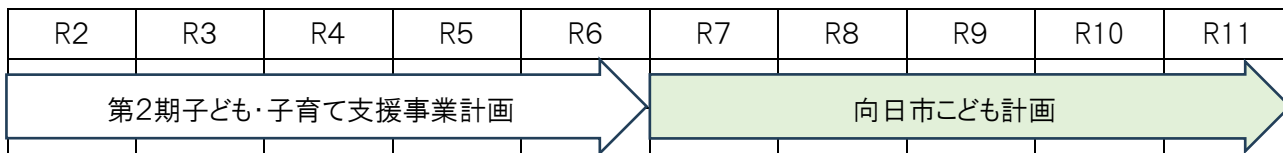
策定にあたっては、上位計画である「第3次ふるさと向日市創生計画」をはじめ、その他の関連計画との整合性を図っていきます。



### 3 計画の実施期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

また、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズの多様化等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



### 4 計画の策定体制

#### (1)向日市子ども・子育て会議

本市におけるこども・子育て支援施策をこども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子育て中の保護者、学識経験者、子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「向日市子ども・子育て会議」を開催し、子ども・子育て支援事業計画の内容について協議しました。

#### (2)アンケートの実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子育て支援に関するアンケート調査」(令和6年2月)や「こども・若者の意識と生活に関する調査」(令和6年7月)を実施し、子育て家庭における子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握や、こども・若者の過ごし方や生活の実情、課題の把握を行いました。

特に、就学前児の保護者、小学生の保護者調査においては、国から示された調査項目及び集計方法に基づき、潜在需要も含めて、ニーズ調査の結果の分析を行いました。

#### (3)関係機関へのヒアリング

こども・子育て支援施策を地域での関係機関及び庁内において連携し、総合的かつ計画的に実施していくため、関係機関や関係部局に取組事業等の進捗状況や今後の方向性についてヒアリングを行います。

#### (4)パブリックコメントの実施

計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募ります。

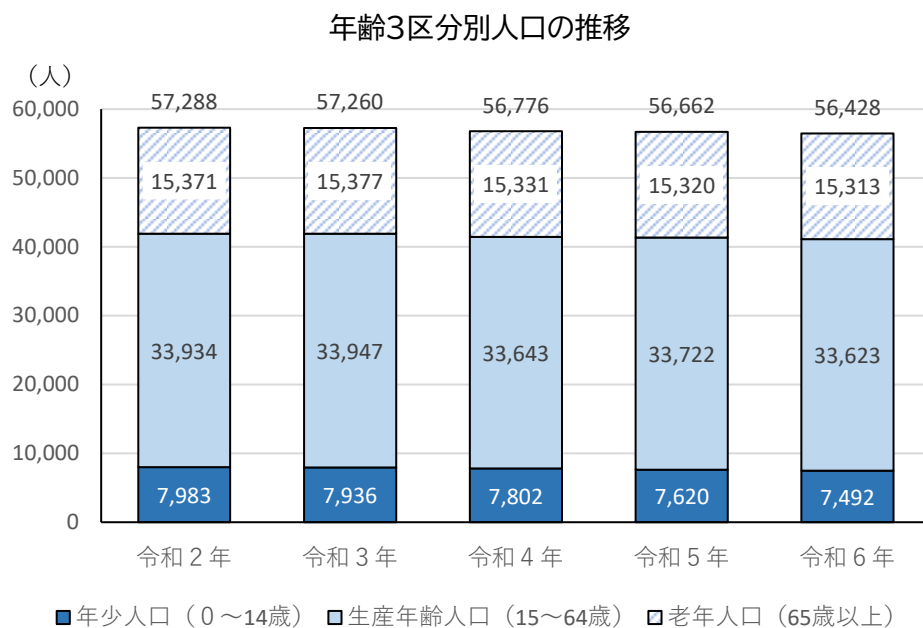
## 第2章 向日市のこども・子育てを取り巻く状況

### 1 統計によるまちの現状

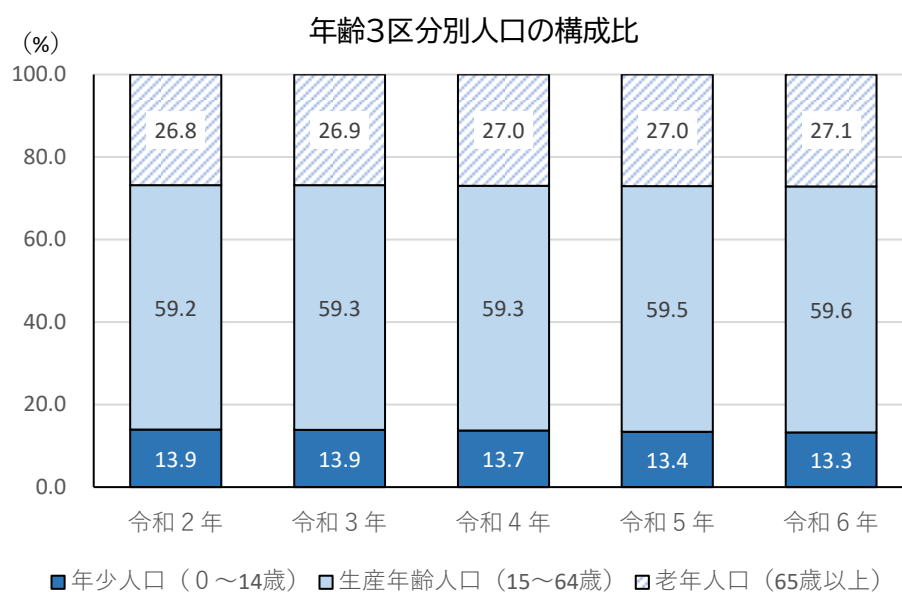
#### (1)人口の状況

##### ①年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年で56,428人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）が減少しており、少子化が進んでいます。



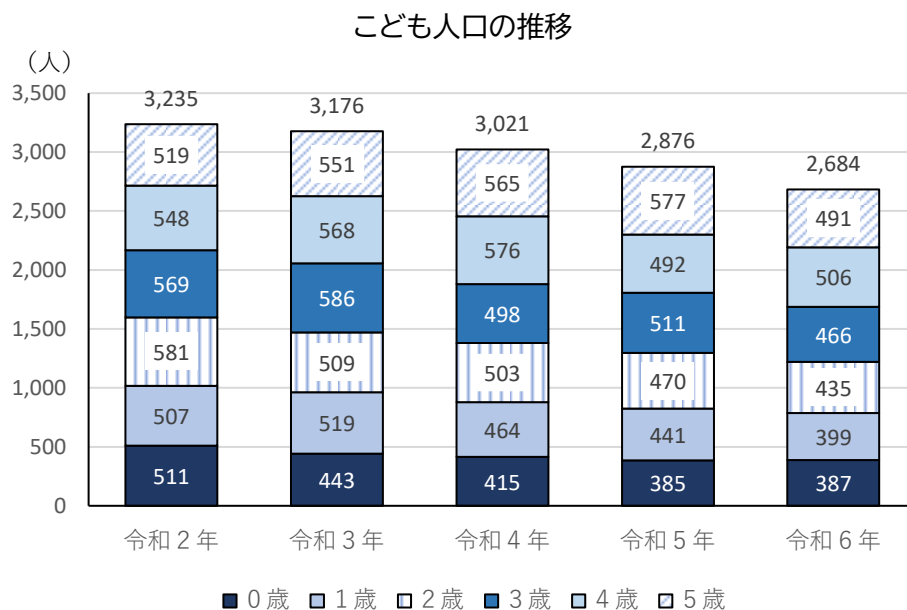
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

## ②年齢別就学前児童数の推移

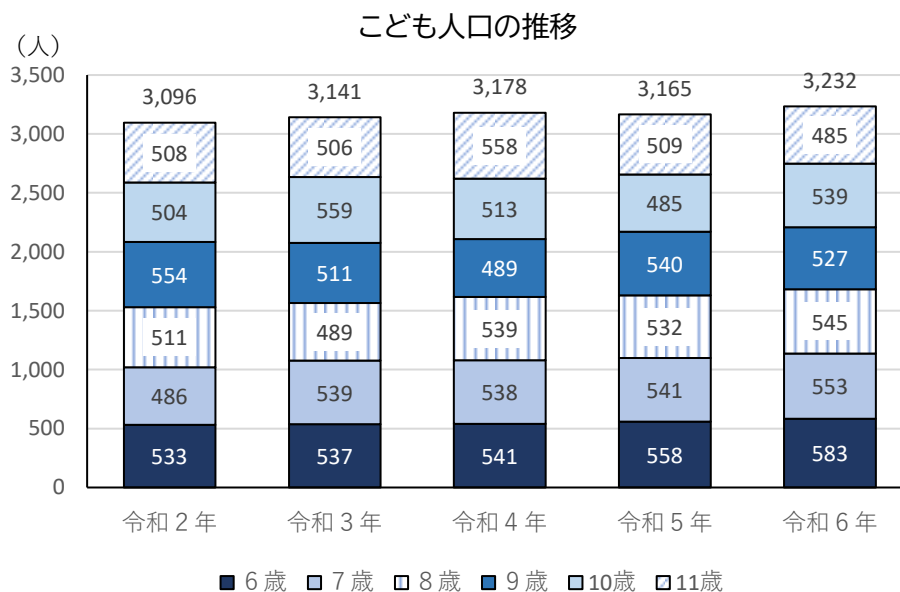
本市の0歳から5歳のこども人口は、令和2年以降減少しており、令和6年で2,684人となっています。



資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

## ③年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳のこども人口は、増減を繰り返し、令和6年で3,232人となっています。



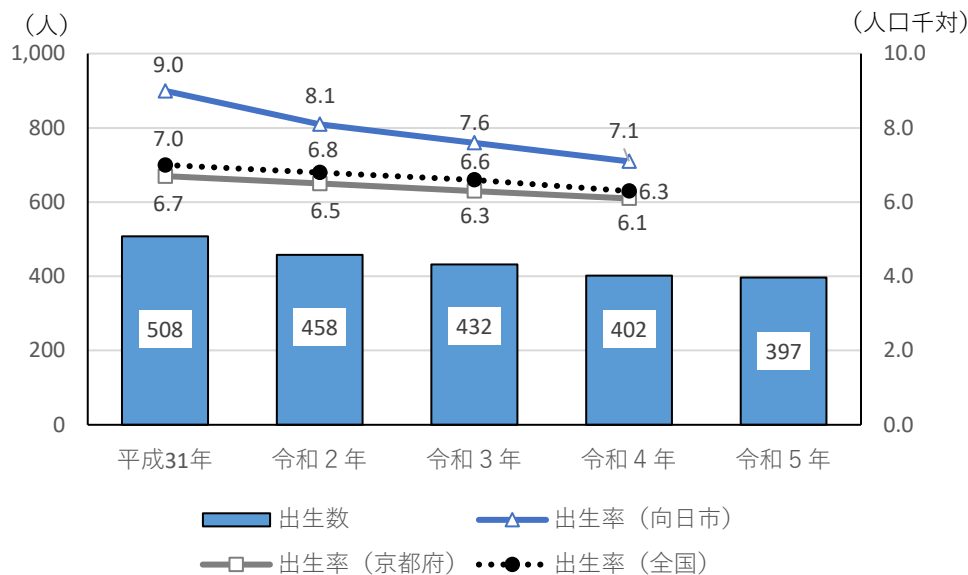
資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

## (2)出生の動向

### ①出生数と出生率

出生数は年々減少し、令和5年では397人となっており、出生率も同様に減少しています。

出生数と出生率の推移

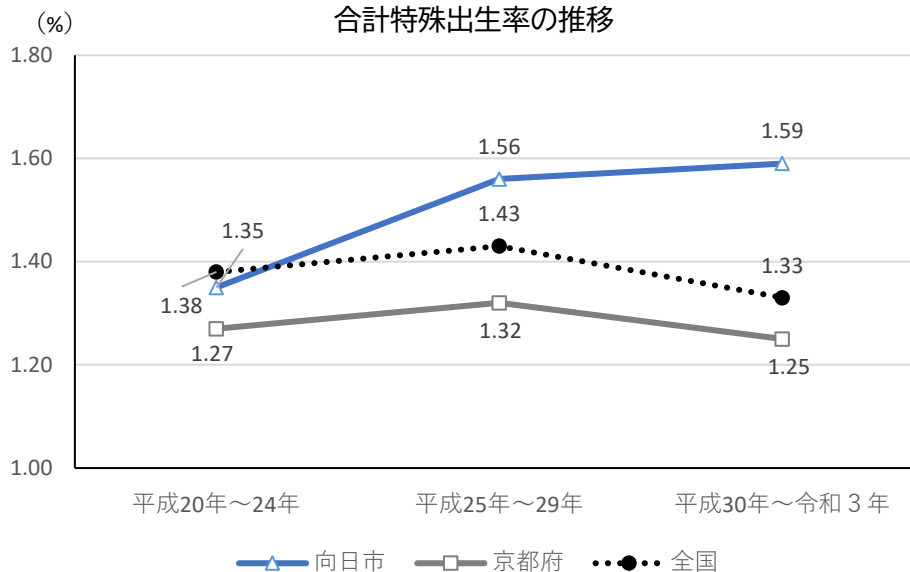


資料:京都府保健福祉統計、厚生労働省人口動態調査

### ②合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均のこどもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は、全国・京都府が減少している一方で増加しており、平成30年～令和3年の平均値は1.59と高い値で推移しています。

合計特殊出生率の推移



資料:京都府地域子育て環境「見える化」ツール

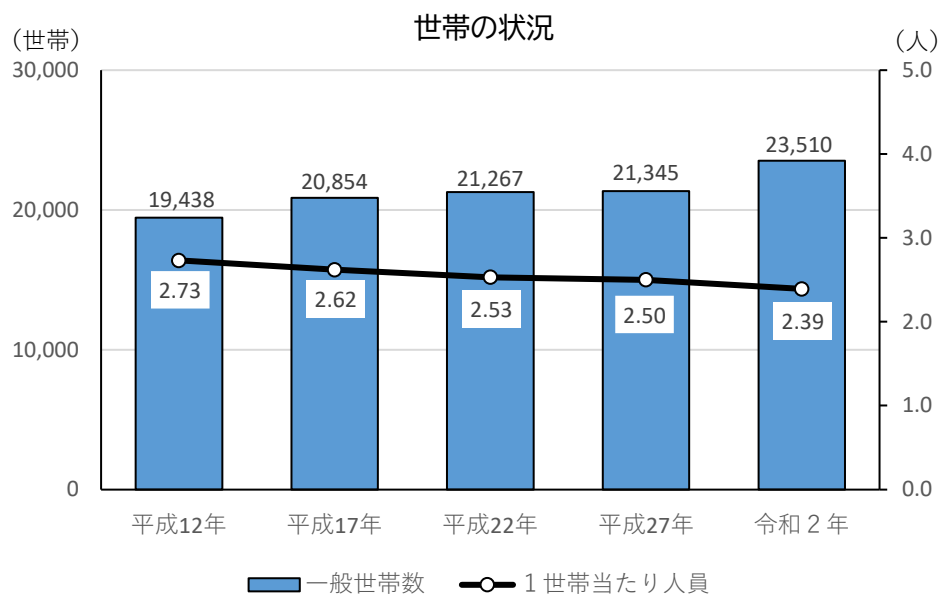
(注)各期間の合計特殊出生率の算出に当たっては、母の年齢階層別(5歳階級)出生数は当該期間の年平均値、年齢階層別女性数は平成20年～24年、平成25年～29年までは期間中央の年次、平成30年～令和3年では令和2年の値を用いた。



### (3)世帯の状況

#### ①世帯数と1世帯当たり人数

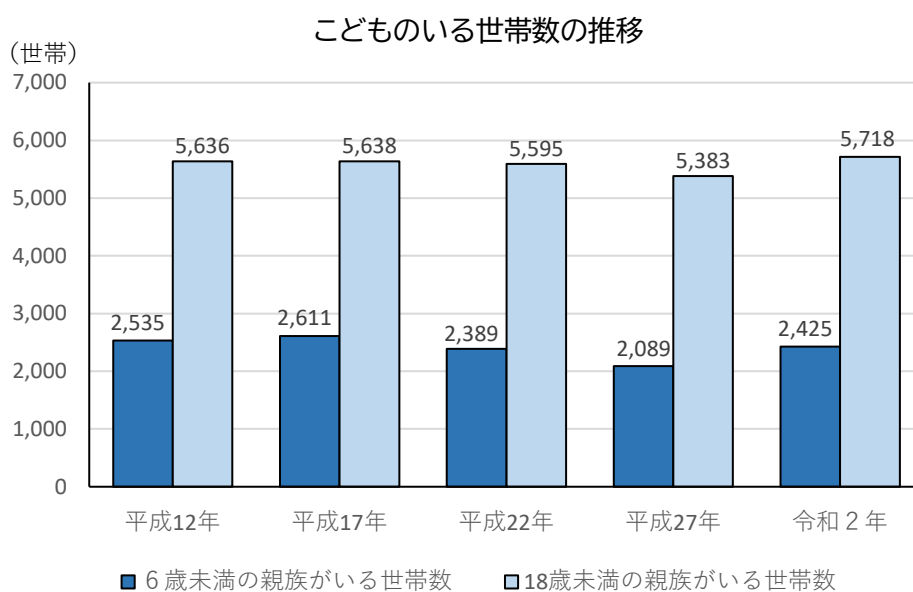
本市の一般世帯数は増加しており、令和2年で23,510世帯となっています。一方、1世帯あたり人員を見ると減少しており、令和2年で2.39人となっています。



資料:国勢調査

#### ②こどものいる世帯数

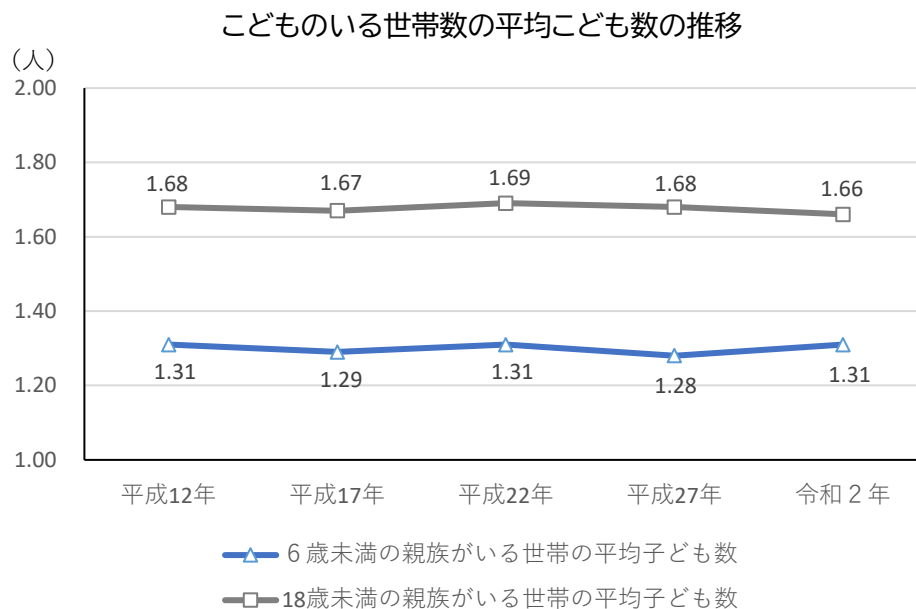
本市のこどものいる世帯数は減少傾向にありましたが、令和2年で6歳未満の親族がいる世帯数が2,425世帯、18歳未満の親族がいる世帯数が5,718世帯とそれぞれ増加しています。



資料:国勢調査

### ③こどものいる世帯の平均こども数

6歳未満のこどもがいる世帯の平均こども数、18歳未満のこどもがいる世帯の平均こども数ともに、増減を繰り返しており、令和2年で6歳未満の親族がいる世帯の平均こども数は1.31人、18歳未満の親族がいる世帯の平均こども数は1.66人となっています。

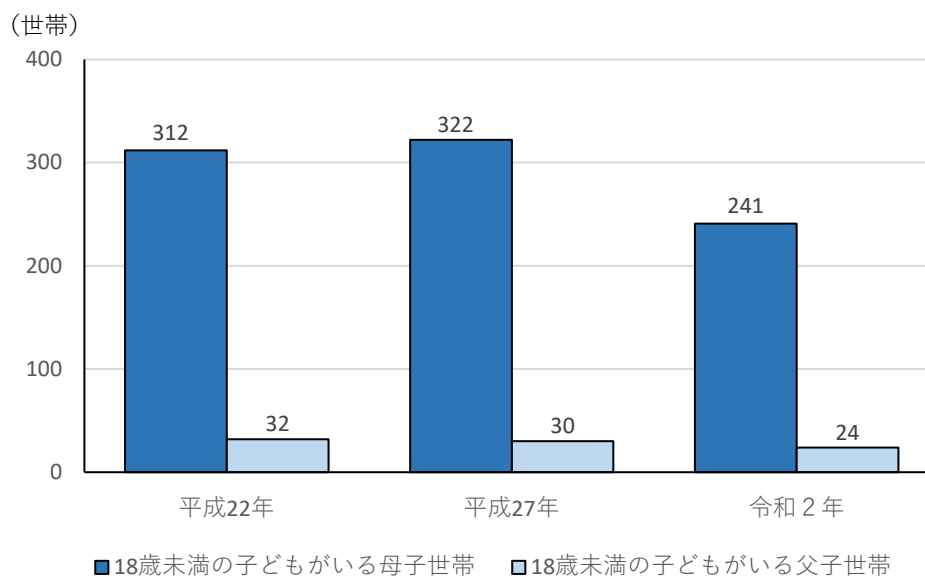


資料:国勢調査

### ④ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満のこどもがいる母子世帯、父子世帯ともに減少傾向にあり、令和2年で母子世帯が241世帯、父子世帯が24世帯となっています。

ひとり親世帯の推移

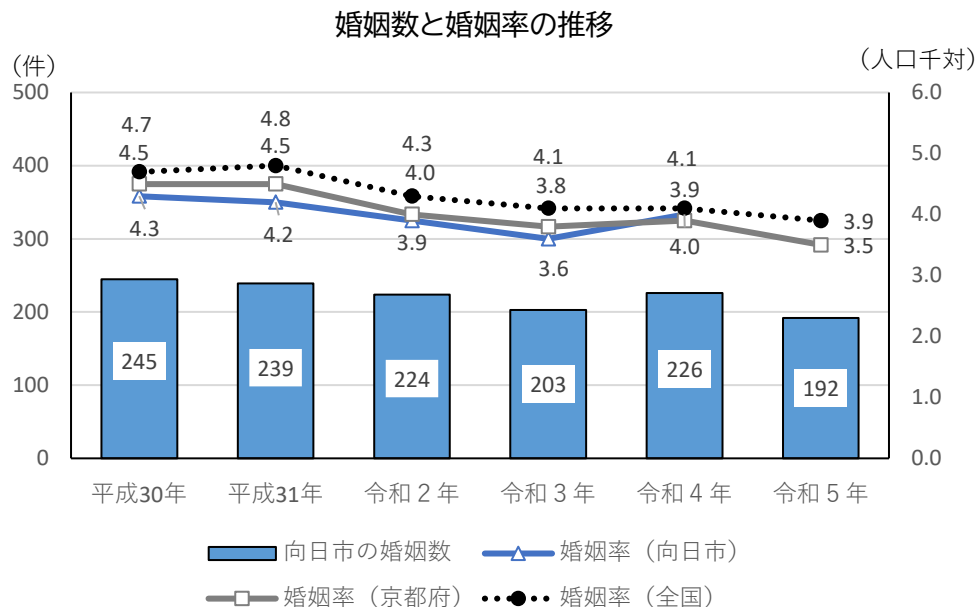


資料:国勢調査

## (4)婚姻の動向

### ①婚姻数と婚姻率

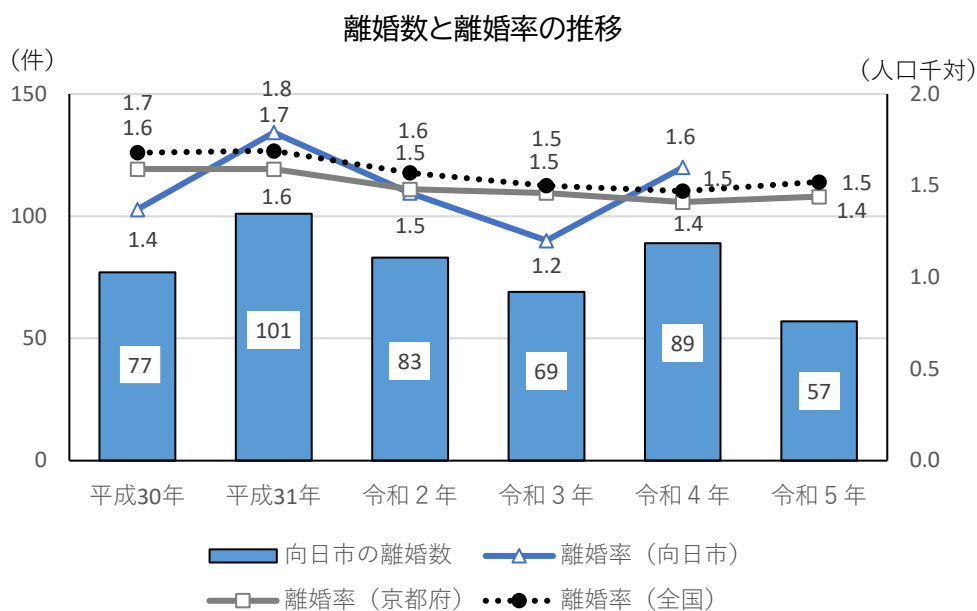
婚姻数・婚姻率ともに令和3年までは減少傾向にあり、いずれも令和4年で増加しましたが令和5年で再び減少し、婚姻数は192件と6年間で最も低くなっています。



資料: 京都府保健福祉統計、厚生労働省人口動態調査

### ②離婚数と離婚率

離婚数は増減を繰り返しており、令和元年（平成31年）には101件、離婚率は1.8と高く、離婚数は令和5年には57件と6年間で最も低くなっています。

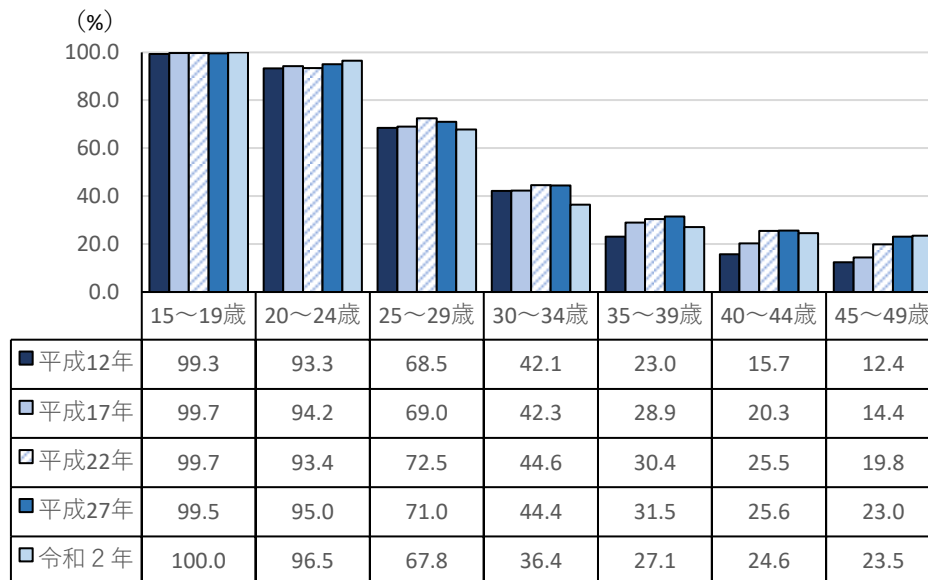


資料: 京都府保健福祉統計、厚生労働省人口動態調査

### ③男性の未婚率

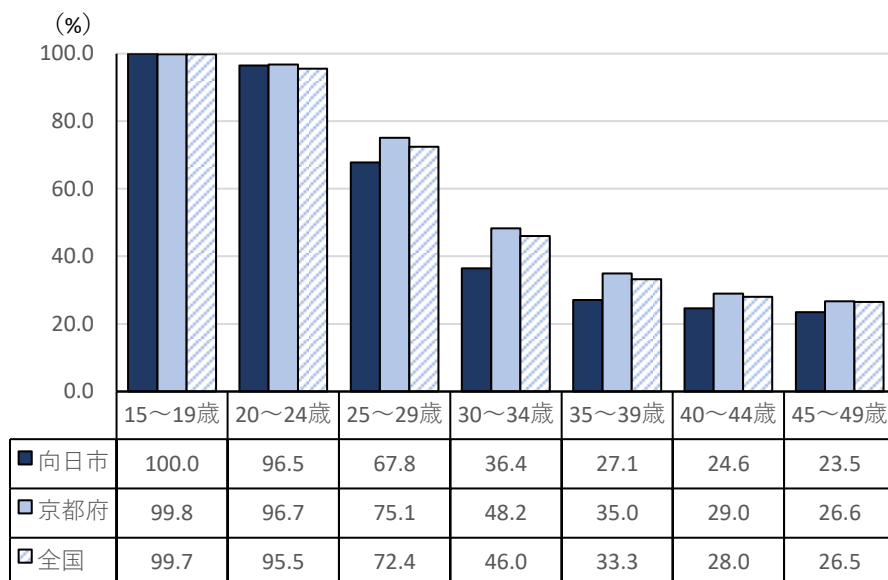
男性の未婚率を年齢区分別にみると、20 歳以上の未婚率は増加傾向にありましたが、令和 2 年は 25～44 歳の未婚率が減少しています。一方、45～49 歳の未婚率は年々増加し続けています。また、令和 2 年の 25 歳以上の未婚率は、全国・京都府を下回っています。

男性の未婚率の推移



資料:国勢調査

令和2年 男性の未婚率の比較(全国・府)

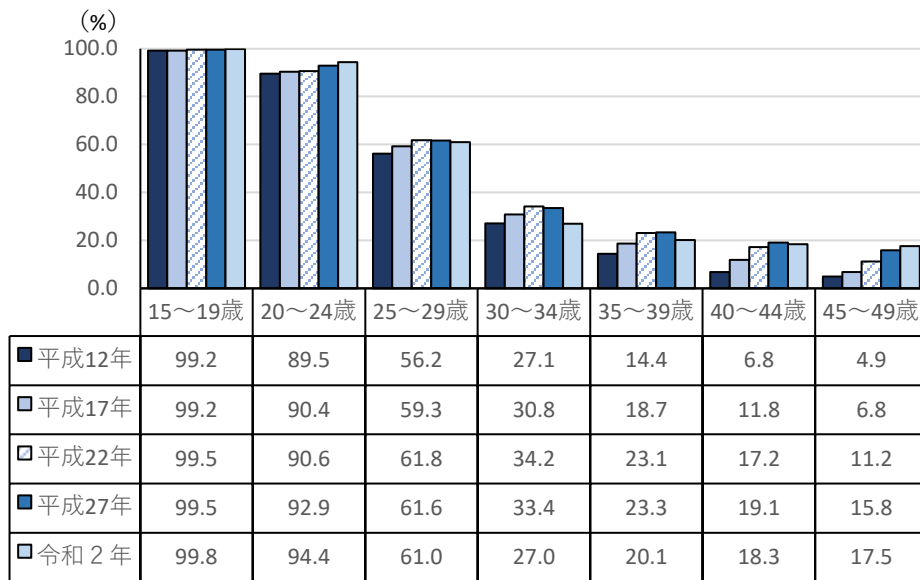


資料:国勢調査

#### ④女性の未婚率

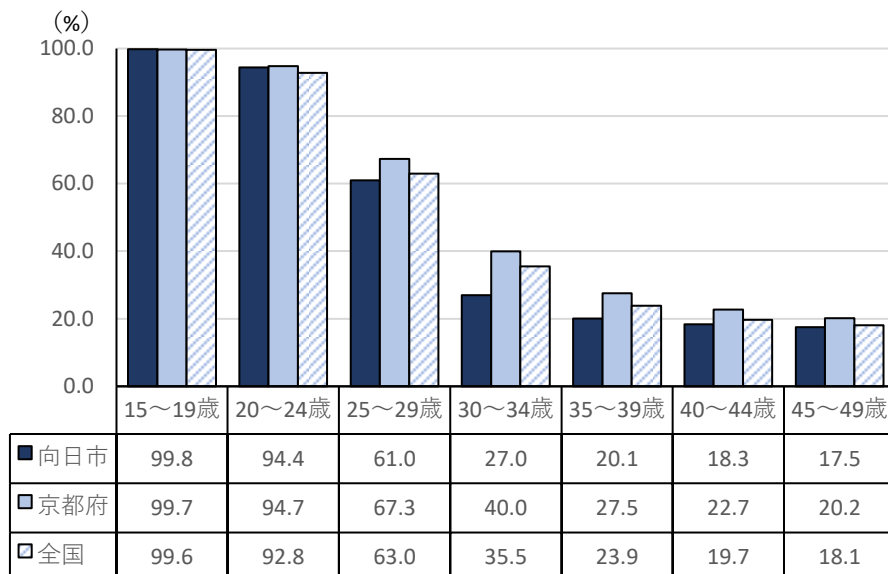
女性の未婚率を年齢区分別にみると、男性と同様に 20 歳以上の未婚率が増加傾向にありましたが、令和 2 年は 25～44 歳の未婚率が平成 27 年よりも減少しており、45～49 歳の未婚率は年々増加し続けています。また、令和 2 年の 25 歳以上の未婚率は、全国・京都府を下回っています。

女性の未婚率の推移



資料：国勢調査

令和2年 女性の未婚率の比較(全国・府)

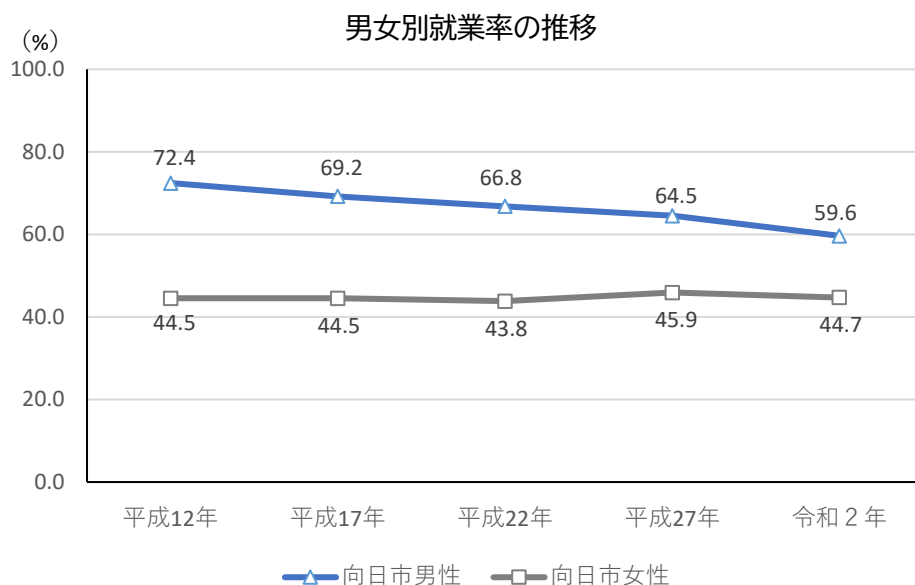


資料：国勢調査

## (5)就業の状況

### ①男女別就業率

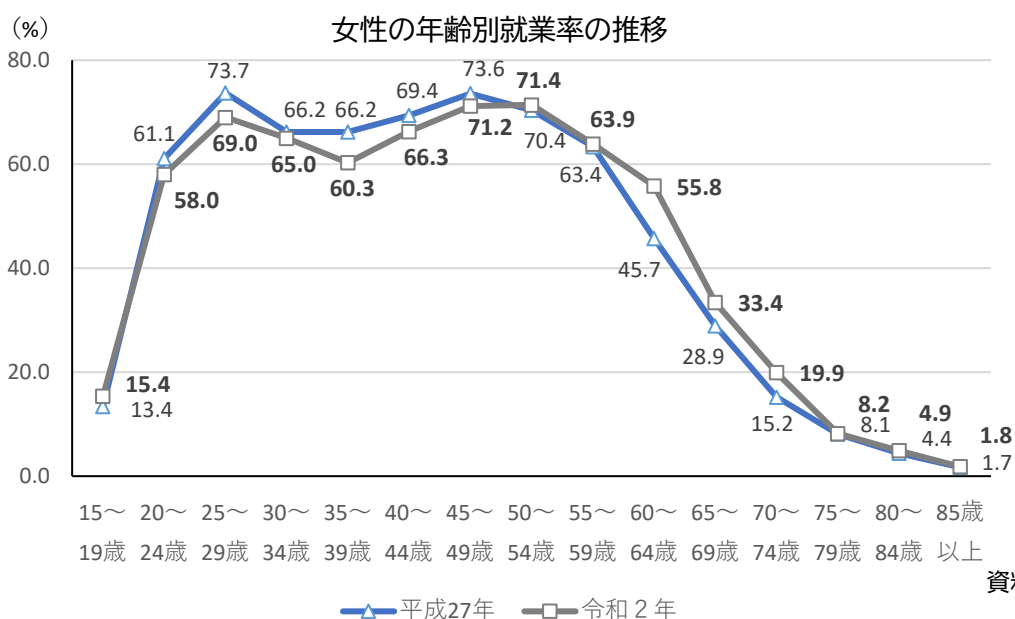
男性の就業率は年々減少し、令和2年では59.6%となっています。女性の就業率についてはほぼ横ばいで推移しており、令和2年では44.7%となっています。



資料:国勢調査

### ②女性の年齢別就業率の推移

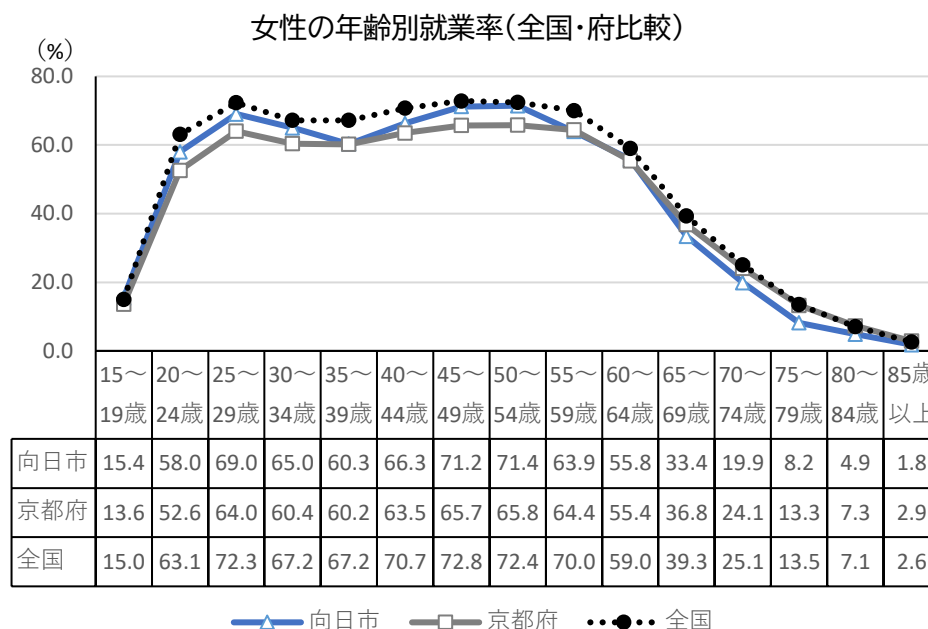
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。30～34歳に関しては、平成27年時点と大きく差はありませんが、35～39歳の女性の就業率が上昇していることがわかります。



資料:国勢調査

### ③女性の年齢別就業率(全国・府比較)

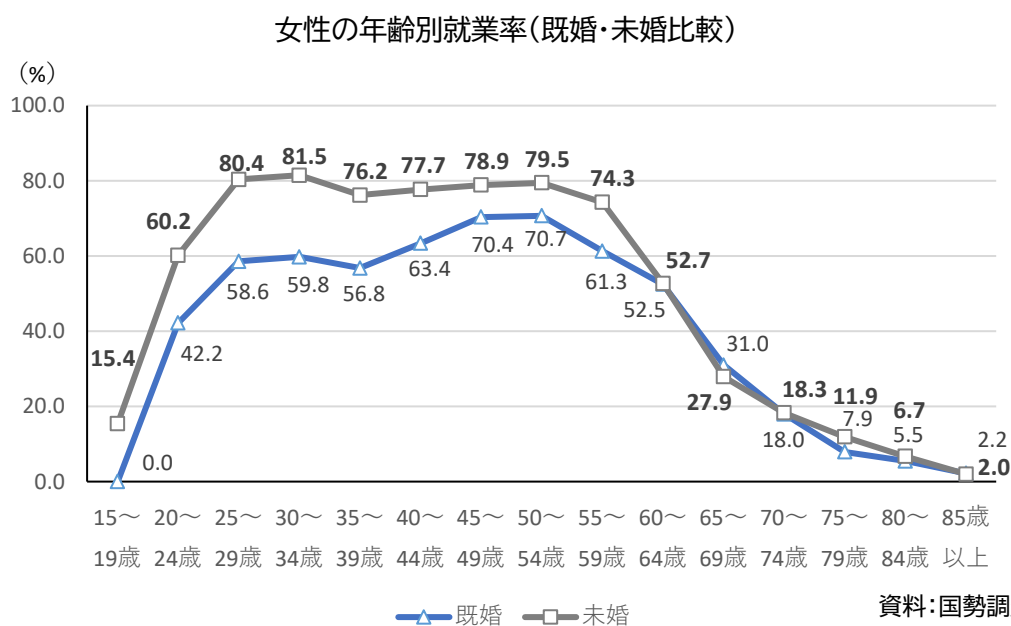
本市の令和2年の女性の年齢別就業率を全国、京都府と比較すると、20～49歳において、京都府よりは高い数値で推移していますが、全国に比べると就業率が低くなっています。



資料:国勢調査(令和2年)

### ④女性の年齢別就業率(既婚・未婚比較)

本市の令和2の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から50歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



資料:国勢調査(令和2年)

## 2 アンケート調査結果

### (1)調査概要

子育て中の保護者や、こども・若者の実情や意見を把握するために、次の2種類のアンケートを実施しました。

| 調査種別    | こども・子育てニーズ調査         |               | こども・若者の意識と生活に関する調査   |              |                         |
|---------|----------------------|---------------|----------------------|--------------|-------------------------|
| 対象者     | 就学前児童の<br>保護者        | 小学生児童の<br>保護者 | 小学生<br>4～6年生         | 中学生<br>1～3年生 | 若者<br>15～29 歳           |
| 調査期間    | 令和6年2月5日～<br>2月 29 日 |               | 令和6年7月9日～<br>7月 19 日 |              | 令和6年7月 18 日<br>～8月 10 日 |
| 調査方法    | 郵送配布・回収              |               | 学校配布・<br>インターネット回答   |              | 郵送配布・<br>インターネット回答      |
| 抽出方法    | 無作為抽出                |               | 抽出なし                 |              | 無作為抽出                   |
| 対象者数    | 1,500 人              | 1,000 人       | 1,480 人              | 1,400 人      | 1,500 人                 |
| 回答者数    | 667 人                | 417 人         | 1,386 人              | 1,031 人      | 367 人                   |
| 回収率／回答率 | 44.5%                | 41.7%         | 93.6%                | 73.6%        | 24.5%                   |



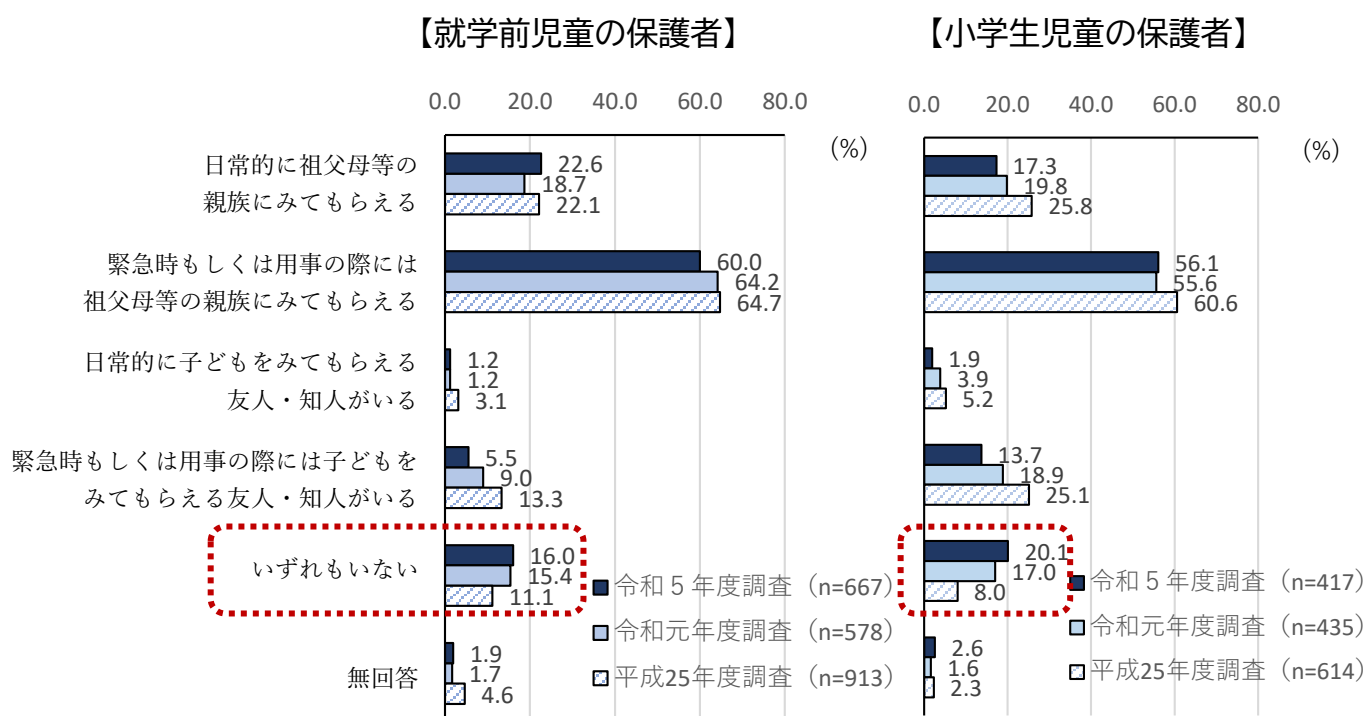
## (2)子育て支援に関するアンケート調査(令和6年2月)

### －保護者への調査(就学前児童・小学生児童の保護者)－

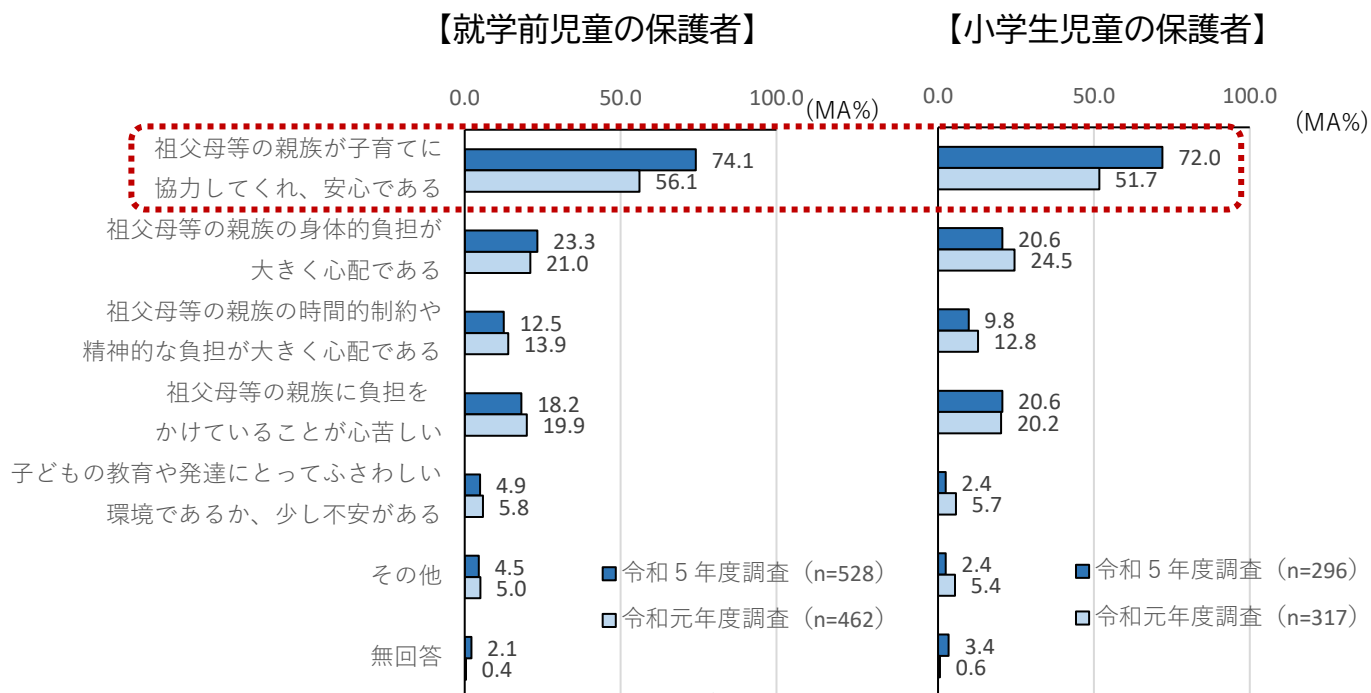
#### ①こどもをみてもらえる状況について

こどもをみてもらえる親族・知人のいずれもない人が増加している一方で、祖父母等の親族が子育てに協力して安心を感じている人の割合が増えています。

#### ■日頃、こどもをみてもらえる親族・知人の有無



#### ■祖父母等の親族にこどもをみてもらっている状況への考え方



## ②子育てでの悩み・不安感について

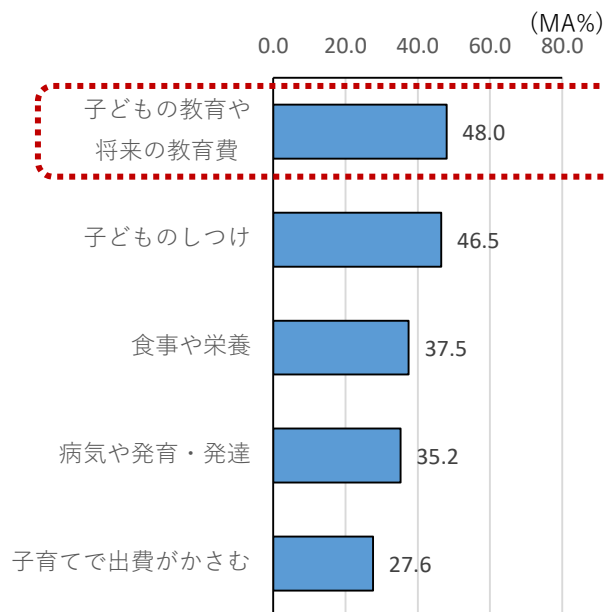
こどものことでの悩みは、いずれの保護者も「子どもの教育や将来の教育費」で共通しています。

また、保護者のことでの悩みも「子どもを叱りすぎているような気がする」や「仕事や自分のやりたいことができない」と共通しています。一方で、小学生児童の保護者になると悩みが「特になし」人が2割以上になっています。

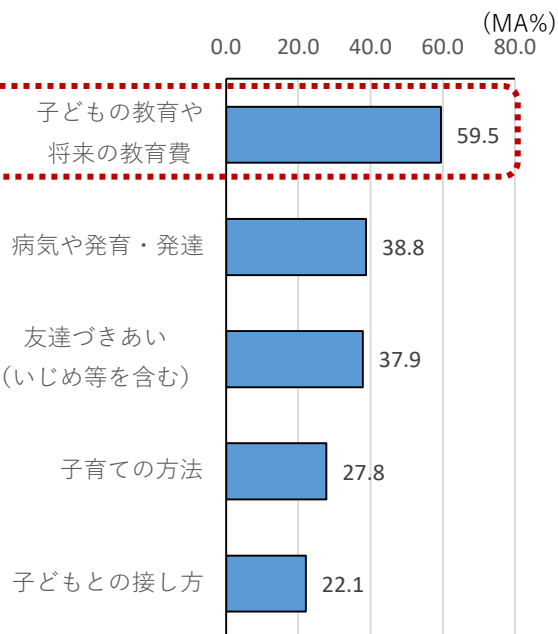
子育てを楽しんでいる人の割合が多くを占めていますが、いずれの保護者も2割以上が不安又は負担を感じています。

### ■こどものことでの悩み(上位5位)

【就学前児童の保護者】

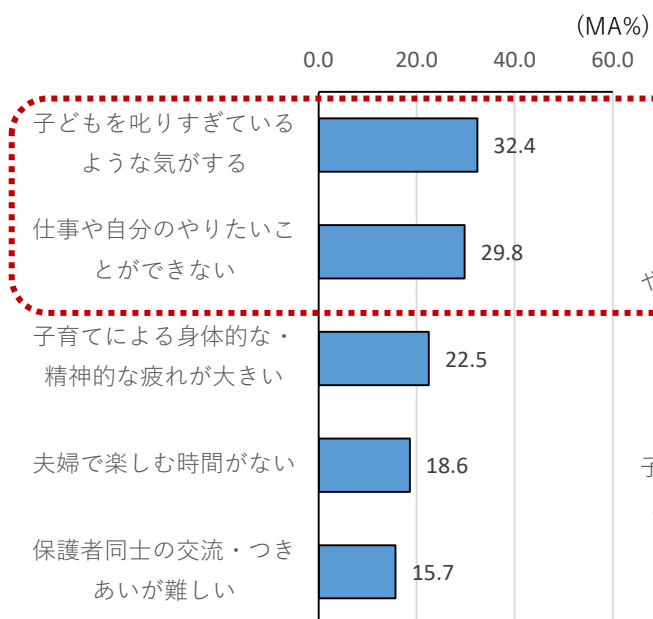


【小学生児童の保護者】

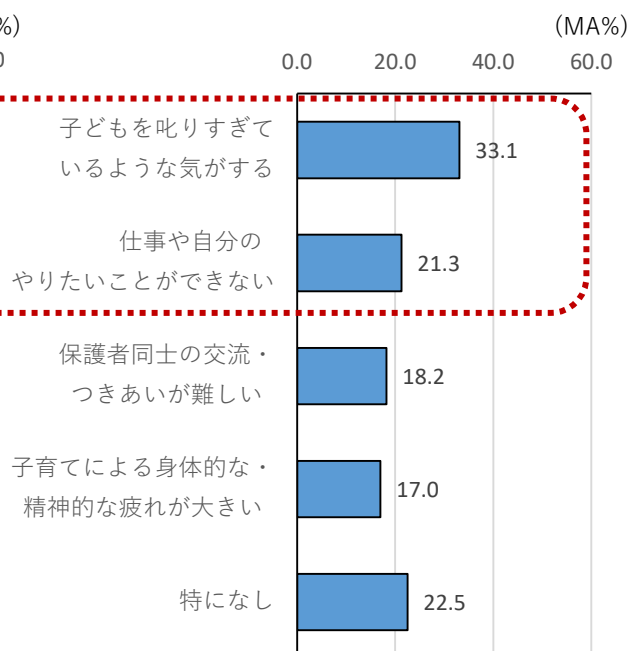


### ■保護者のことでの悩み(上位5位)

【就学前児童の保護者】



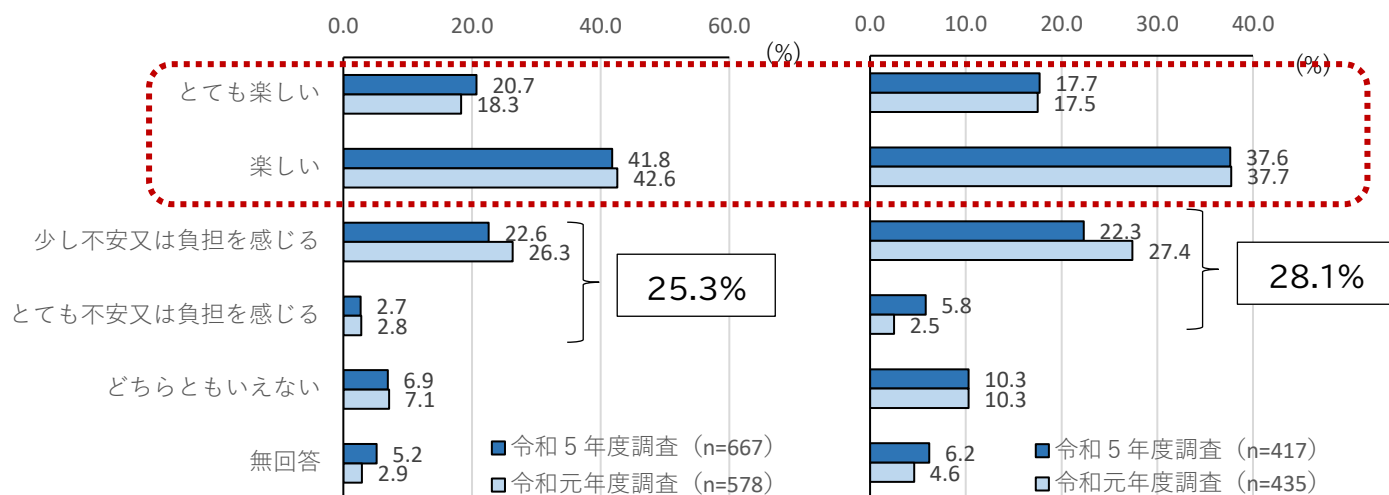
【小学生児童の保護者】



## ■子育ての楽しさ・不安又は負担感

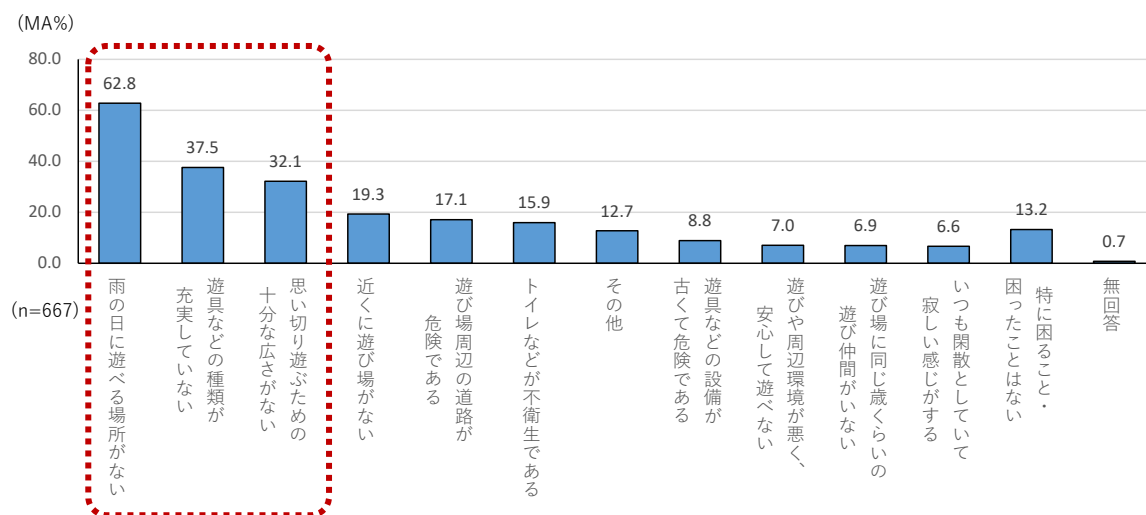
【就学前児童の保護者】

【小学生児童の保護者】



### ③遊び場で困ること(就学前児童)

「雨の日に遊べる場所がない」や「遊具などの種類が充実していない」、「思い切り遊ぶための十分な広さがない」などの意見が多くなっています。

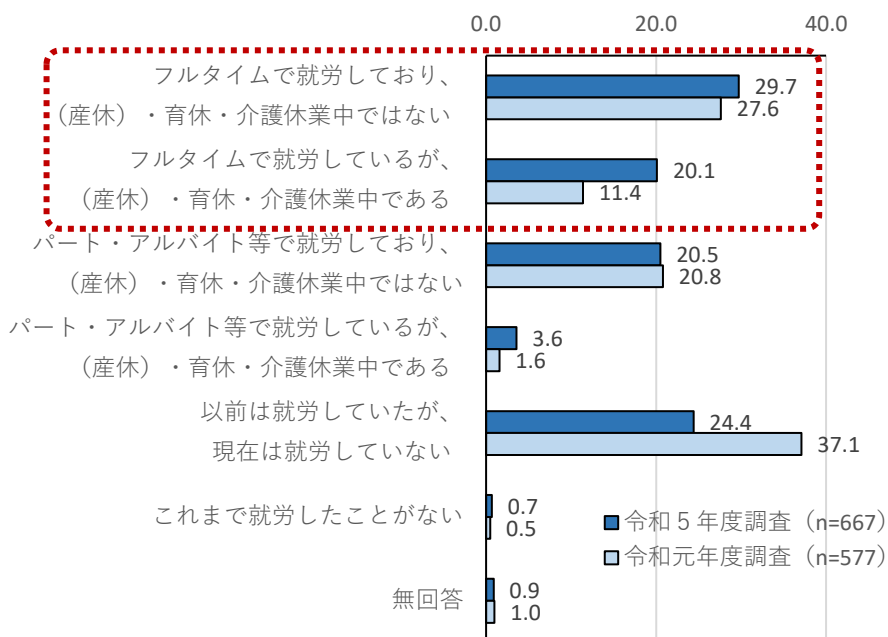


#### ④保護者の現在の就労状況について

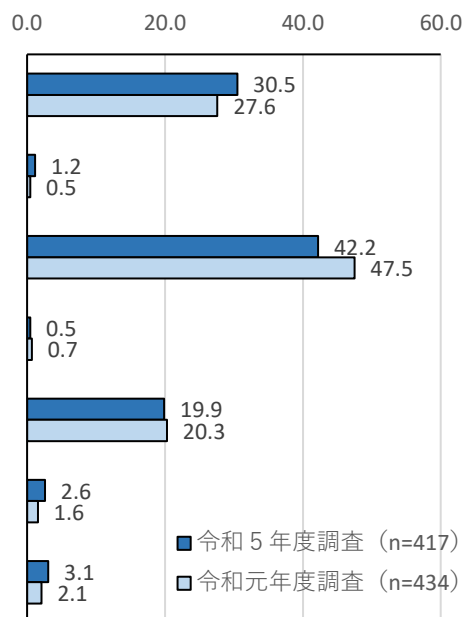
父親や、小学生児童の母親の就労状況に大きな変化はありませんが、就学前児童の母親は、就労していない人が減少し、フルタイム就労の人が増加しています。

#### ■母親の就労状況

【就学前児童の保護者】

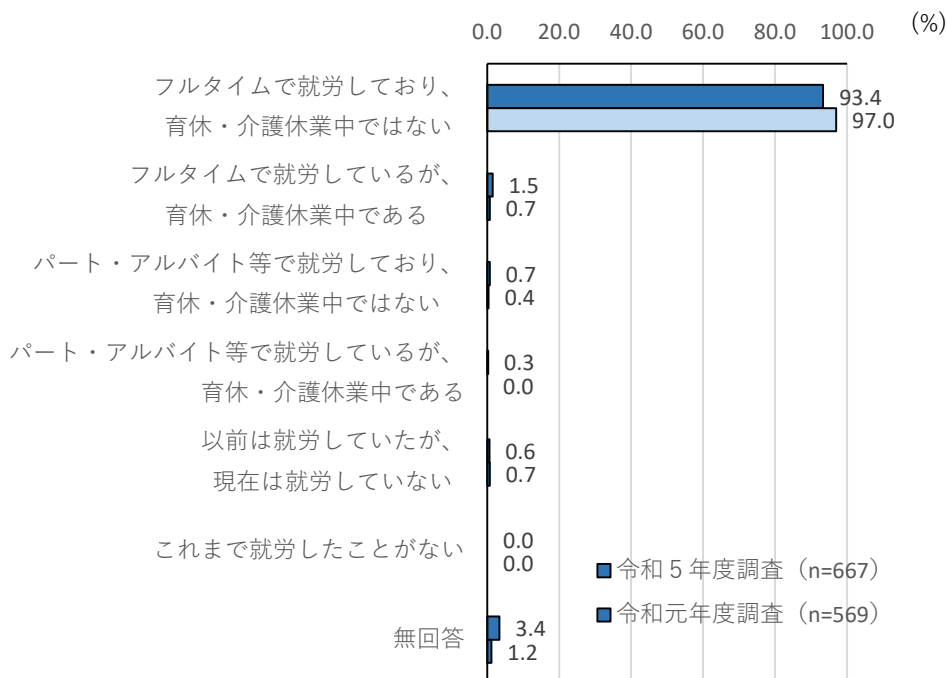


【小学生児童の保護者】

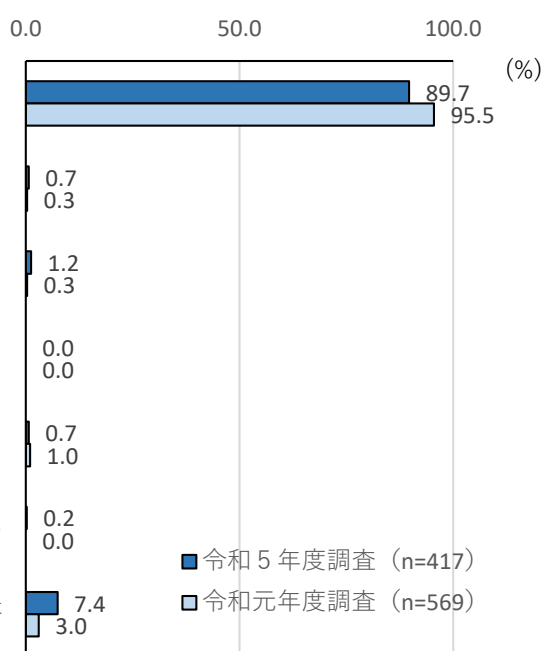


#### ■父親の就労状況

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】

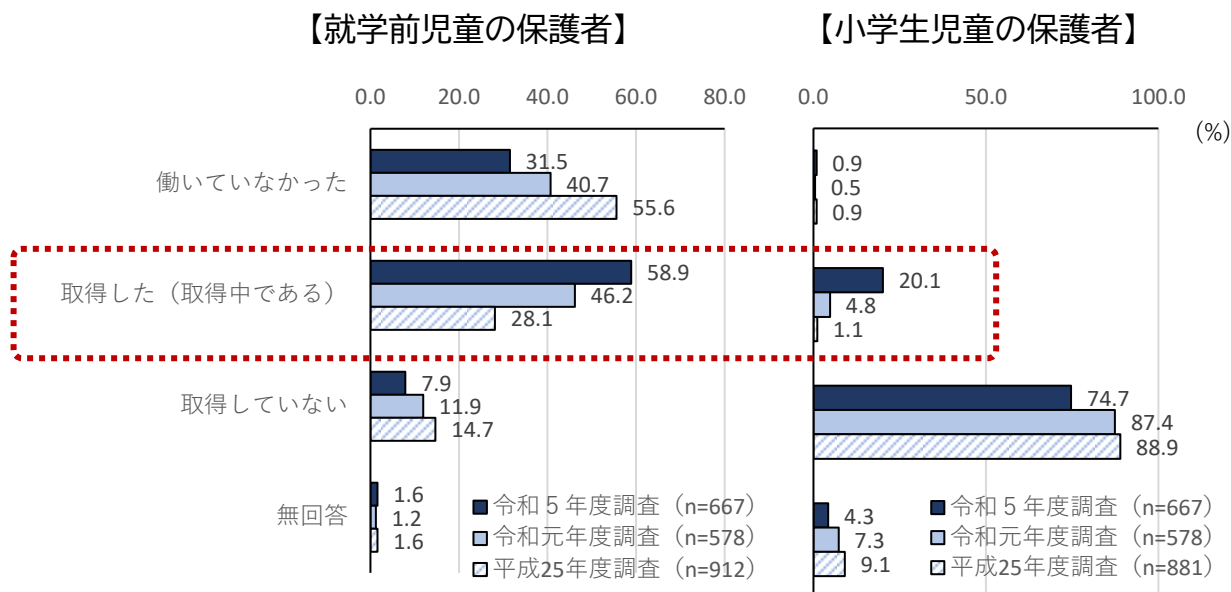


## ⑤職場の両立支援制度について(就学前児童)

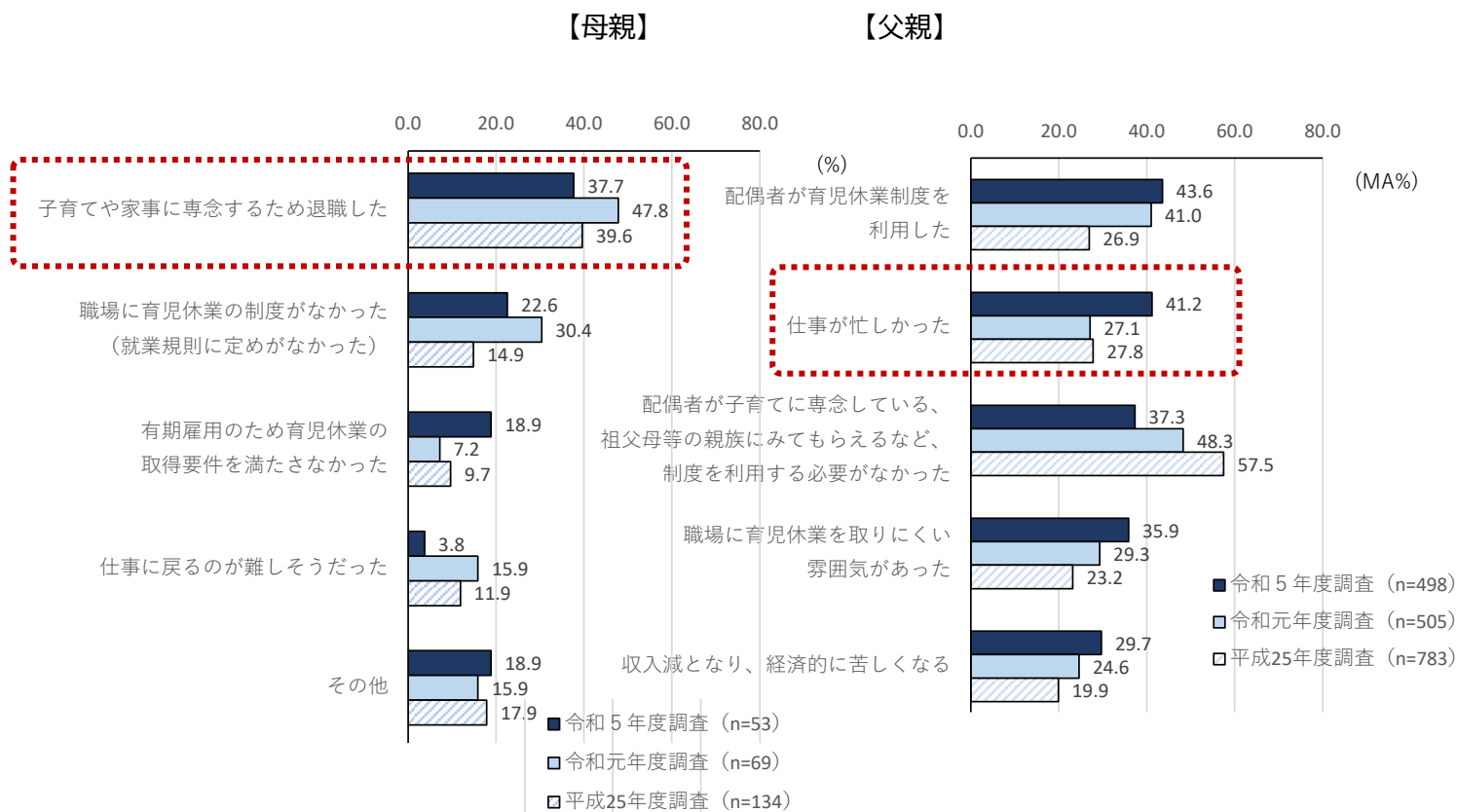
母親、父親ともに、育児休業を取得した割合が年々増加しています。

育児休業を取得しなかった理由については、母親では「子育てや家事に専念するために退職した」が減少傾向にはありますが、未だに最も多い理由となっています。また、父親については、「仕事が忙しかった」が大きく増加しています。

### ■育児休業の取得状況



### ■育児休業を取得していない理由



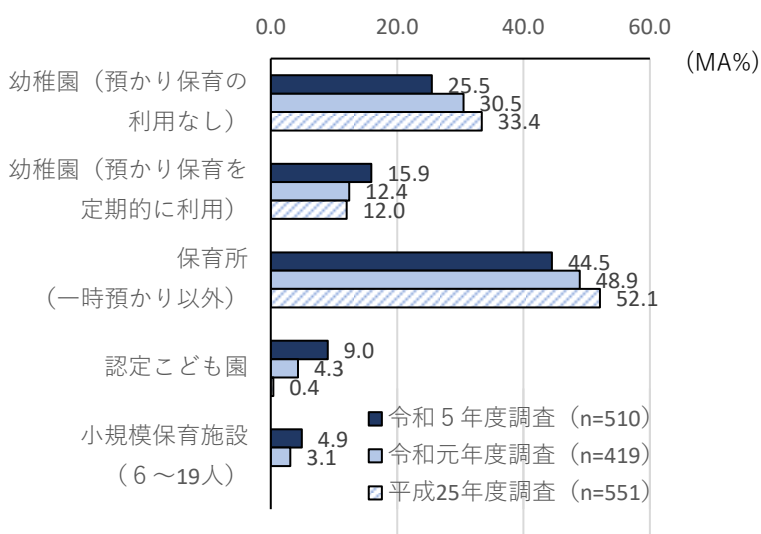
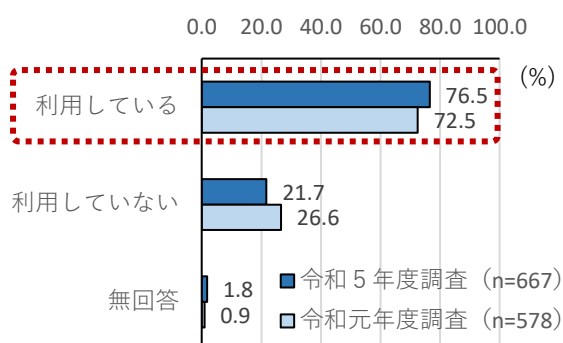
## ⑥平日の定期的な教育・保育事業の利用について(就学前児童)

平日の定期的な教育・保育の利用状況をみると、利用している割合がわずかに上昇しており、利用している事業は、保育所や幼稚園（預かり保育の利用なし）が減少し、幼稚園（預かり保育を定期的に利用）や認定こども園の利用の割合が増加しています。

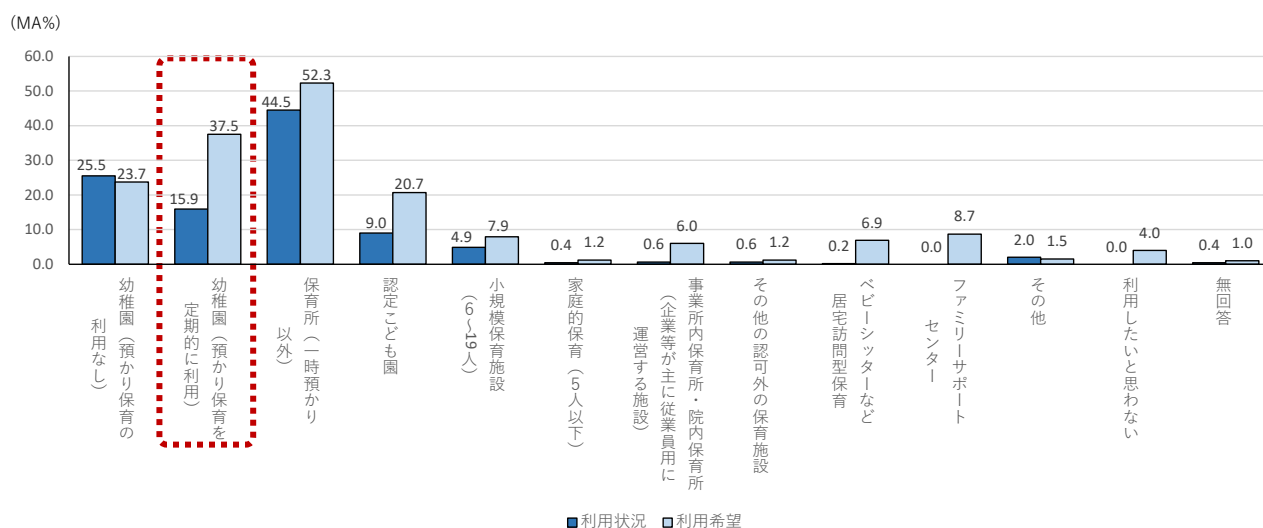
利用状況と利用希望を比較すると、「幼稚園（預かり保育を定期的に利用）」は21.6ポイントの差があり、利用状況に比べ利用希望が高いことが示されています。

### ■平日の定期的な教育・保育事業の利用

### ■利用している事業(上位5位)



### ■教育・保育事業の利用状況と利用希望

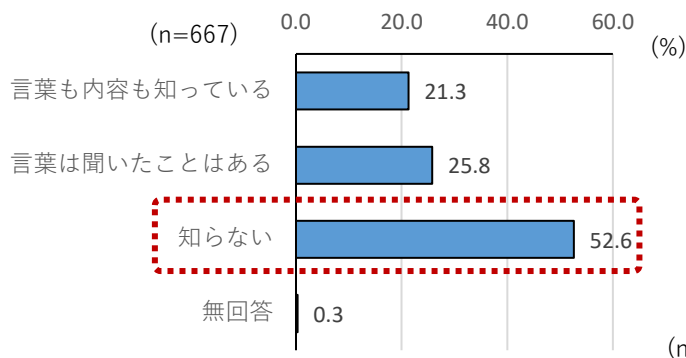


## ⑦こども誰でも通園制度(仮称)(就学前児童)

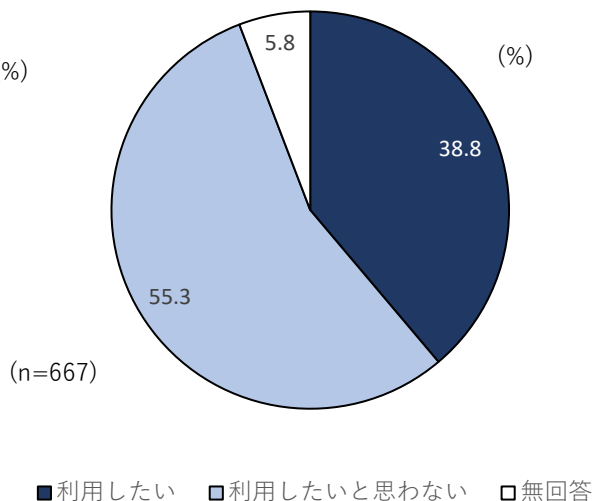
こども誰でも通園制度(仮称)は半分以上の人に知られておりません。

制度を利用したいと思わない理由は「既に保育所や幼稚園に通っているため」がおおよそ7割を占めており、次いで「月10時間では短すぎる」が2割を占めています。

### ■こども誰でも通園制度の利用状況

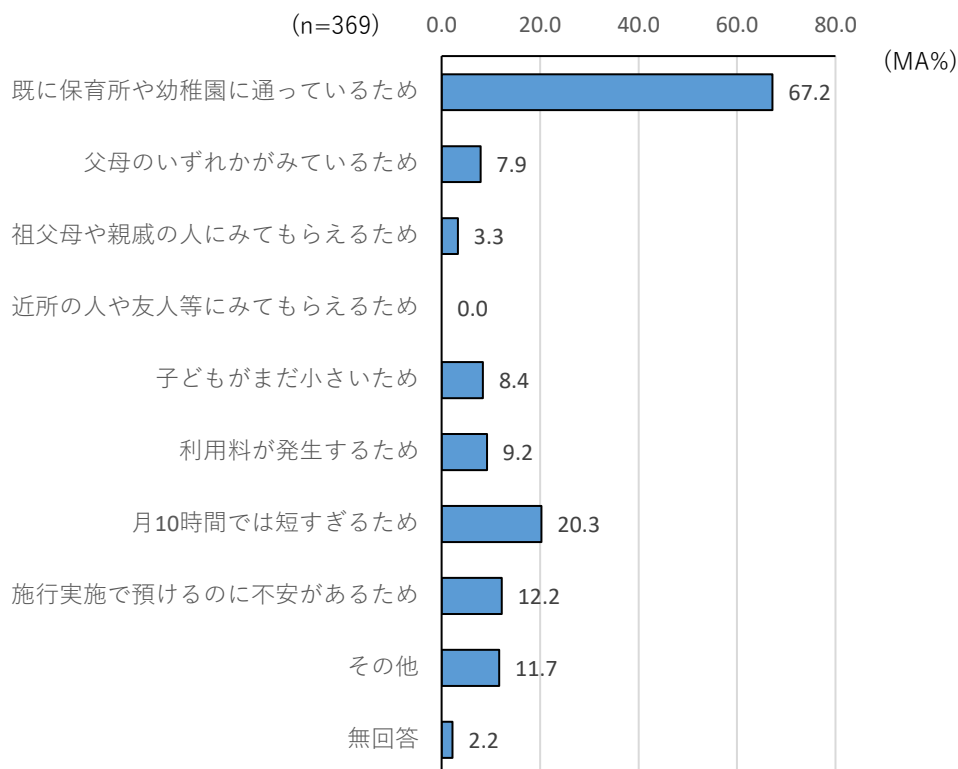


### ■こども誰でも通園制度の利用希望



※「こども誰でも通園制度(仮称)」とは、親が就労しているなどの要件を満たしていなくても、こどもを保育所等に預けることができる新たな通園制度。生後6か月から2歳の全ての未就学児が対象で、令和6年度の試行実施では、こども一人あたり「月10時間」を上限として行うことを想定。詳細は現在、国において検討中。

### ■こども誰でも通園制度を利用したいと思わない理由

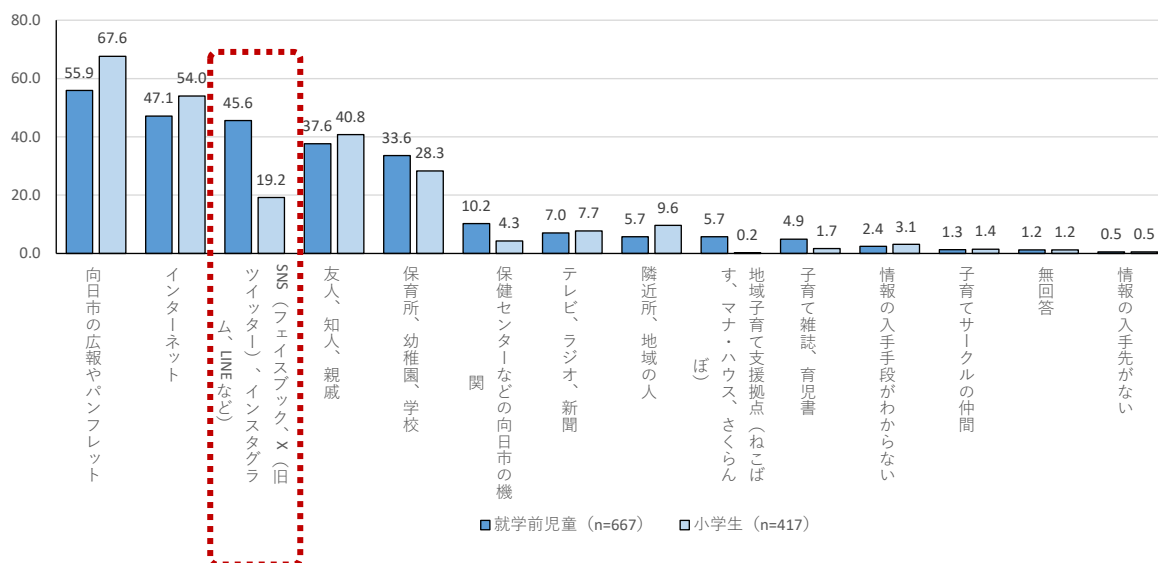


## ⑧子育て支援施策について

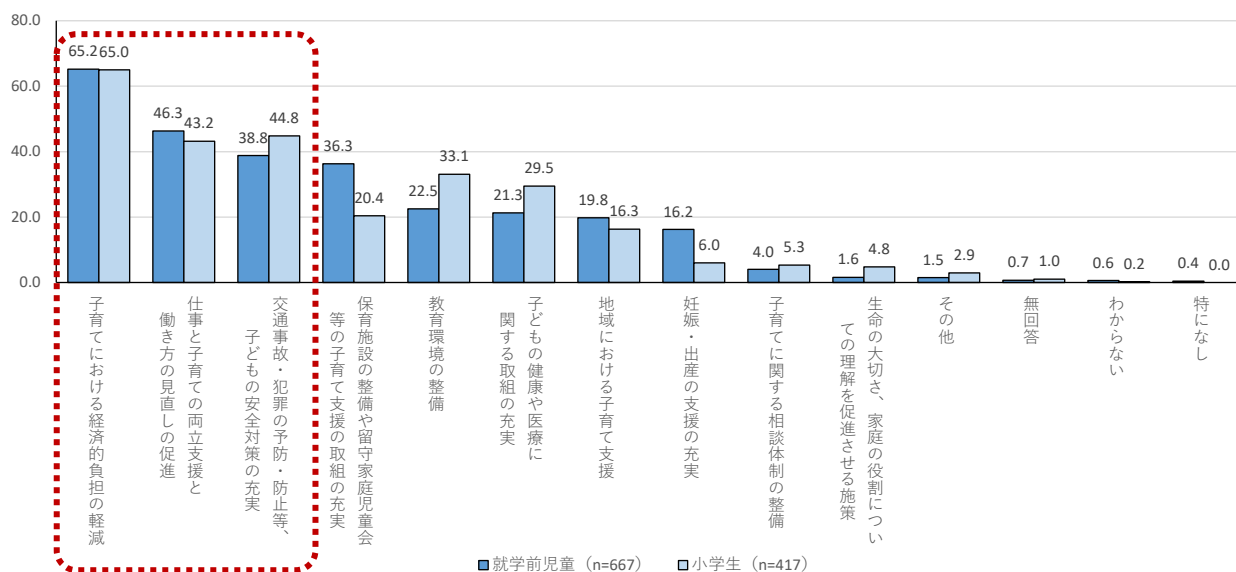
情報の入手方法は、「向日市の広報やパンフレット」と「インターネット」が共通で高くなっていますが、「SNS（フェイスブック、X（旧ツイッター）、インスタグラム、LINE など）」は、小学生の保護者では少ない傾向にあります。

望ましい支援策としては「子育てにおける経済的負担の軽減」「仕事と子育ての両立支援と働き方の見直しの促進」「交通事故・犯罪の予防・防止等、子どもの安全対策の充実」が共通して高くなっています。

### ■子育てに必要な施策などの情報入手方法



### ■子育て支援施策全般で望ましい支援策





### (3)こども・若者の意識と生活に関する調査(令和6年7月)

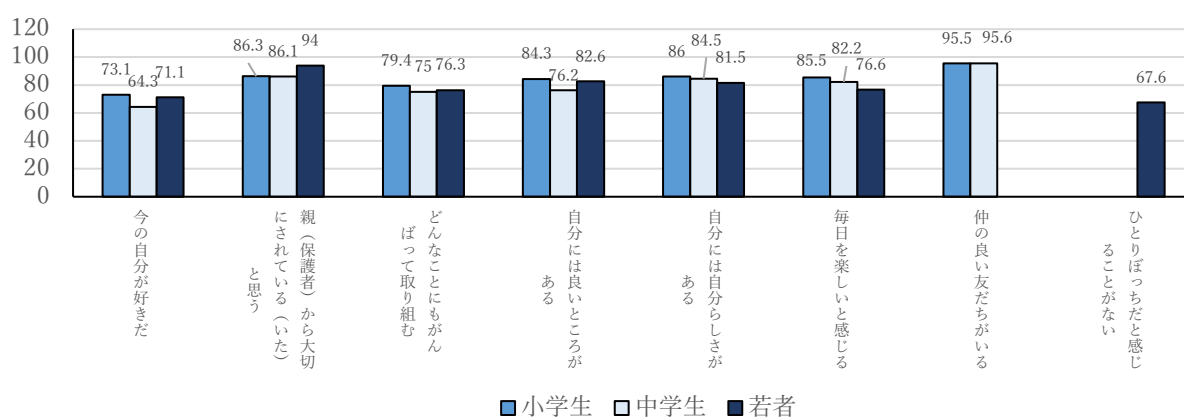
#### －こども・若者への調査(小学生・中学生・29歳以下の若者)－

#### ①自分に対する考え方について

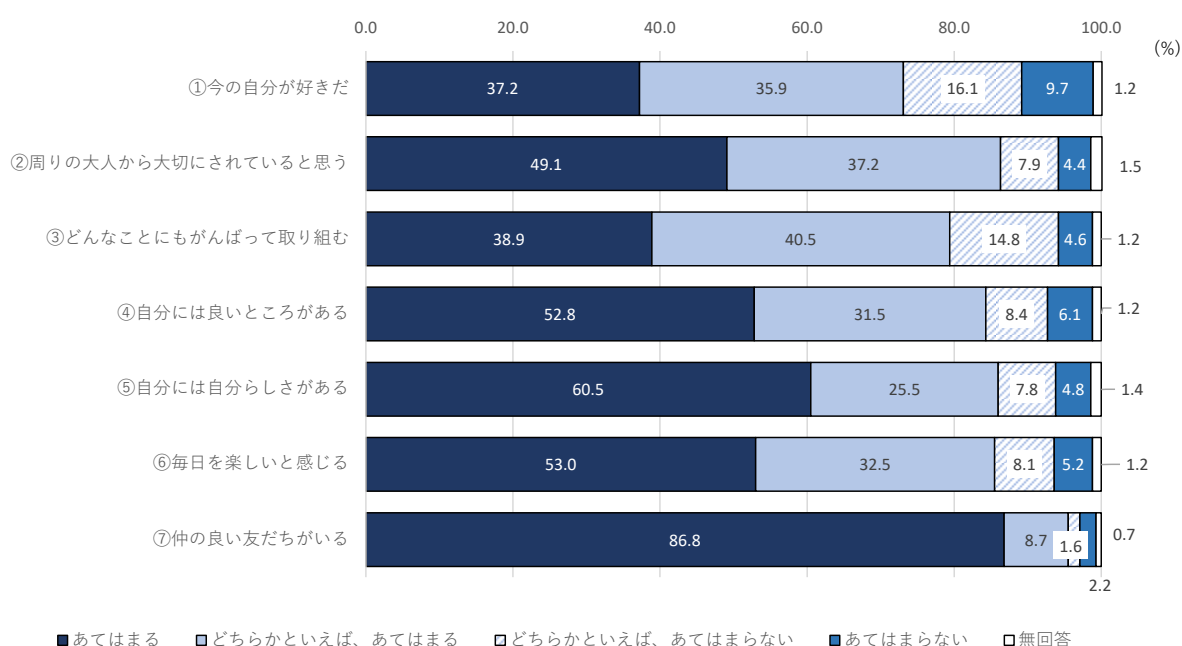
いずれの年代も、「今の自分が好きだ」に対して肯定的な回答（「あてはまる」又は「どちらかといえば、あてはまる」）をしている人が、およそ6～7割となっています。一方で、否定的な回答（「あてはまらない」又は「どちらかといえば、あてはまらない」）をしている人は2～3割います。

#### ■自分に対する考え方(小学生・中学生・若者)

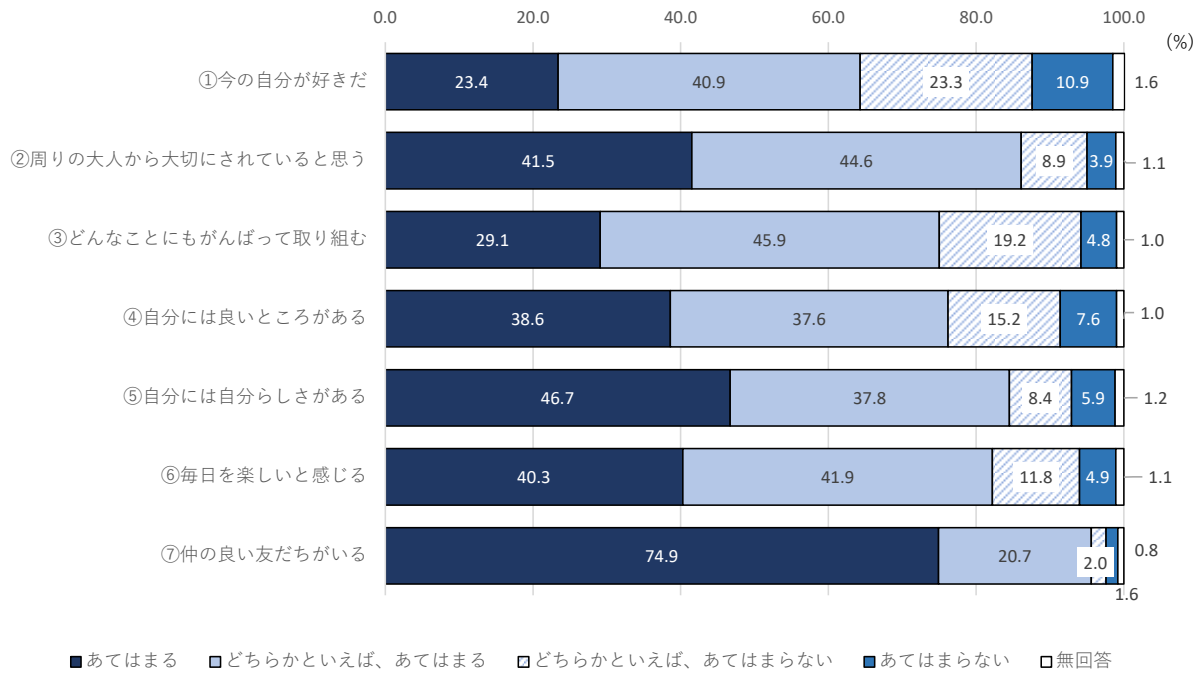
【自分に対する肯定的な考えの割合(小学生・中学生・若者)】



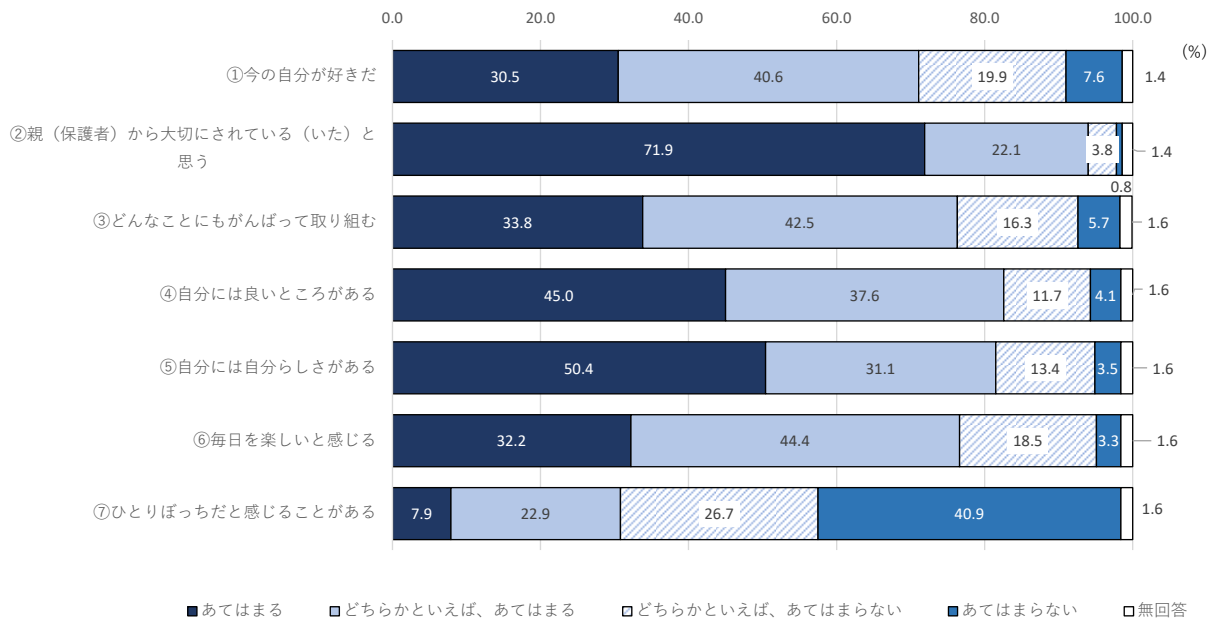
【小学生】



### 【中学生】



### 【若者】

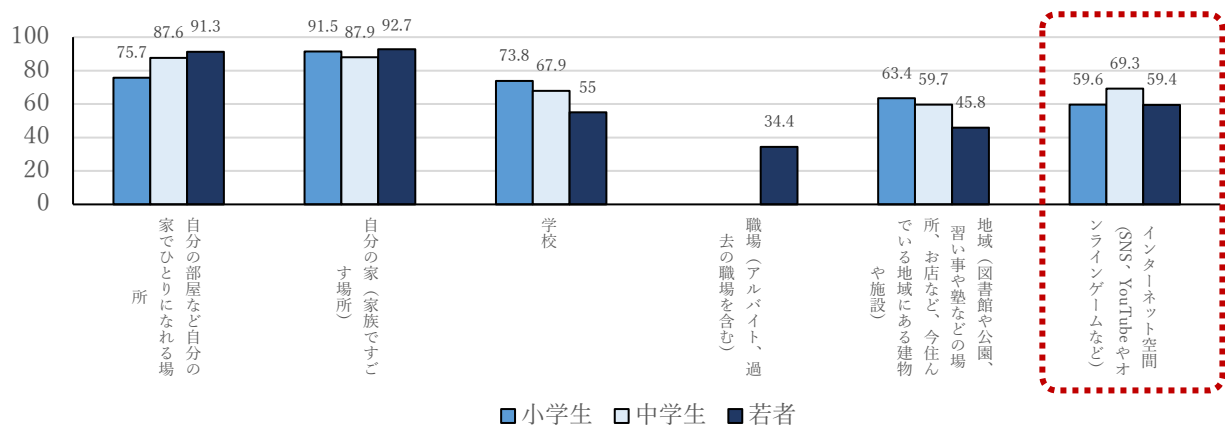


## ②居場所について

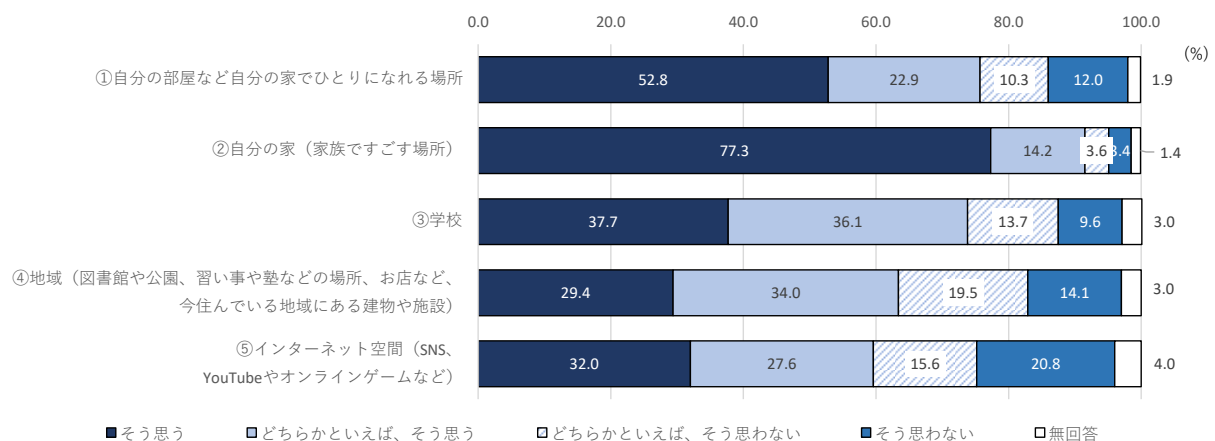
自分の居場所と思う場所（「そう思う」もしくは「どちらかといえば、そう思う」）を回答）は、いずれの世代も「自分の家（家族ですぐす場所）」が最も高く、「地域（（図書館や公園、習い事や塾などの場所、友だちの家、お店など、今住んでいる地域にある建物や施設）」は年齢が高くなると減少する傾向にあります。また、いずれの世代も「インターネット空間（SNS、YouTube やオンラインゲームなど）」を自分の居場所と感じている人が6～7割います。

### ■自分の居場所(小学生・中学生・若者)

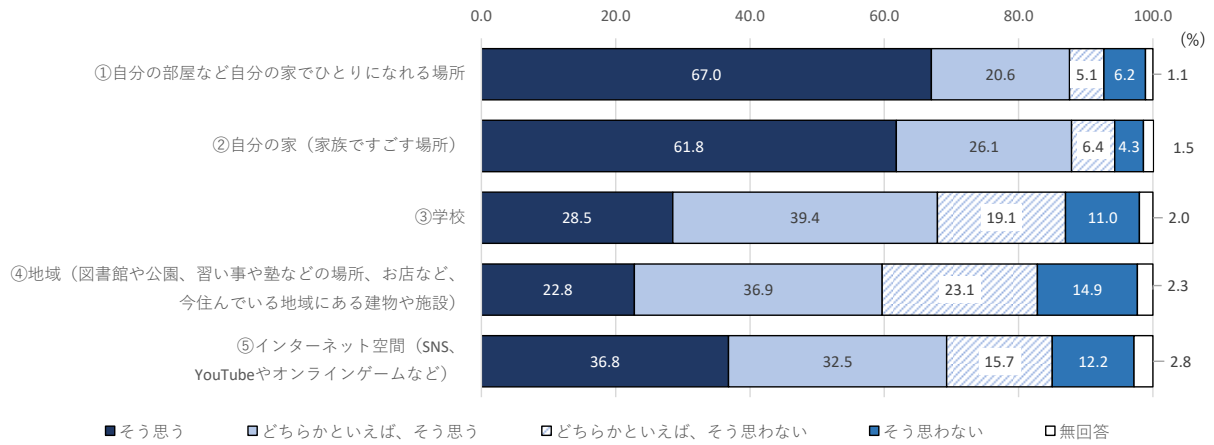
【自分の居場所と思う割合の比較(小学生・中学生・若者)】



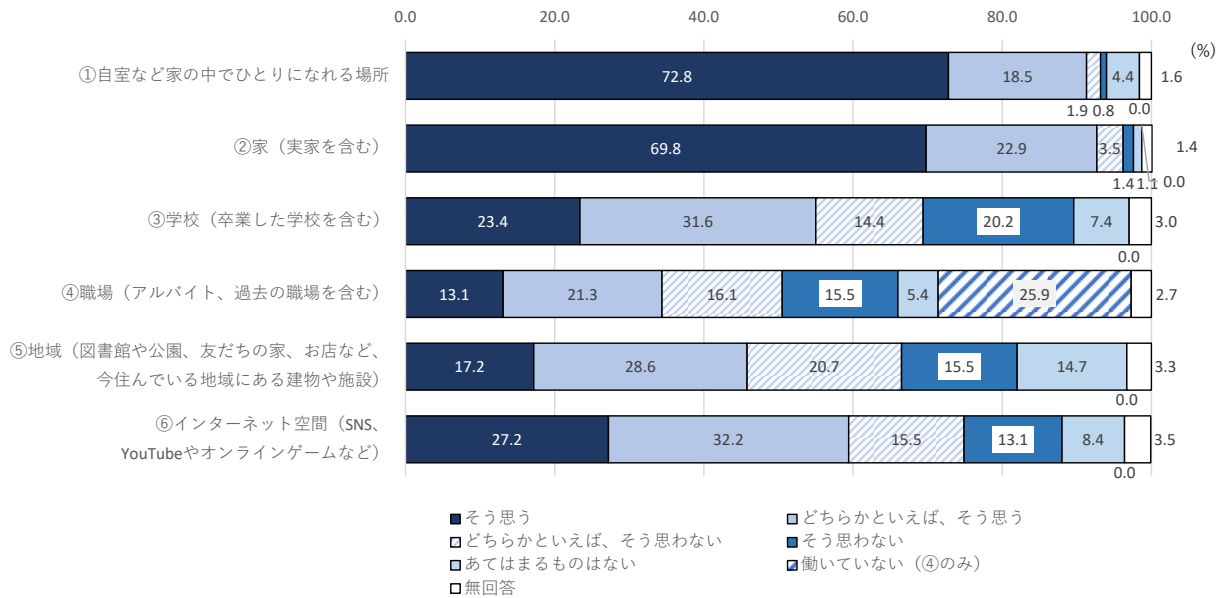
### 【小学生】



## 【中学生】



## 【若者】

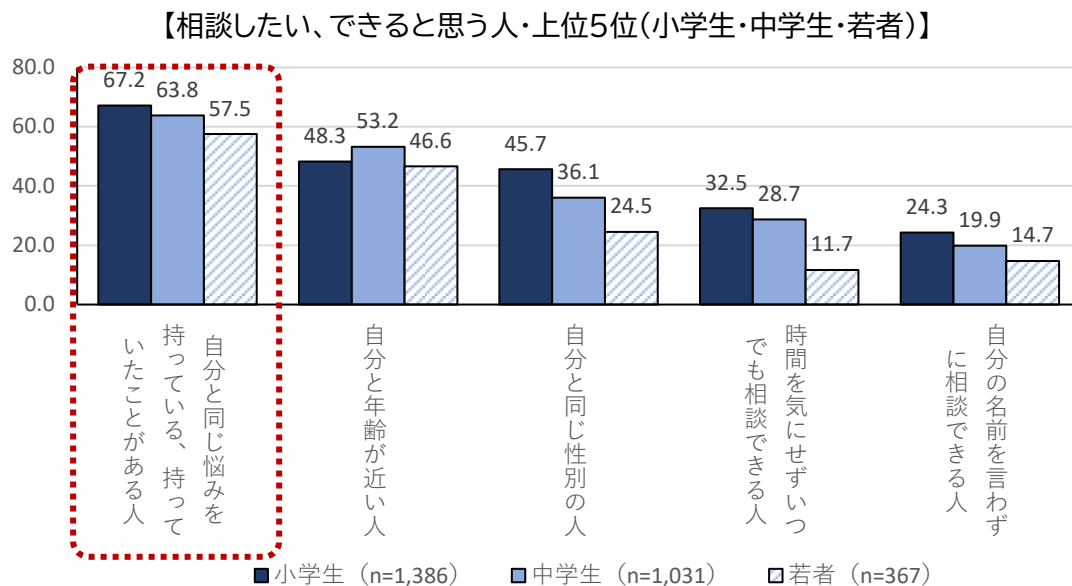
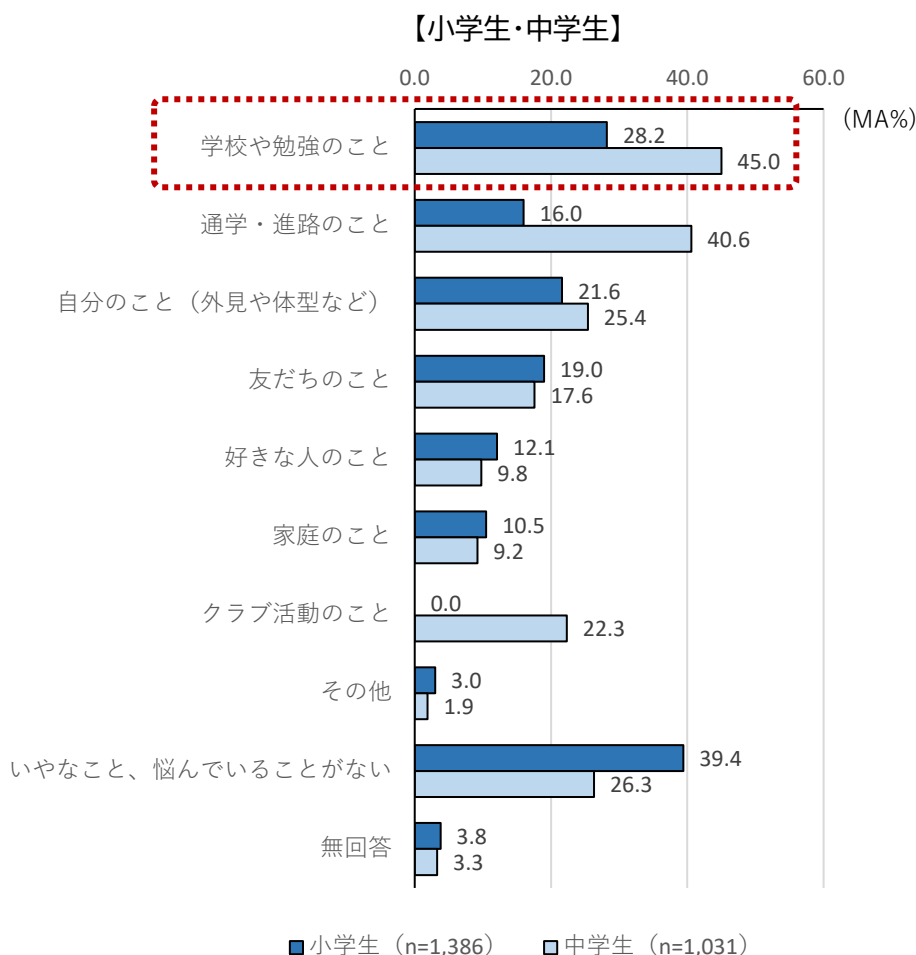


### ③悩みや相談先について

いやなことや心配なこと、困っていること、悩んでいることは、小学生、中学生ともに「学校や勉強のこと」が最も高くなっています。

どのような人なら相談したい、相談できると思うかについてはいずれの世代も「自分と同じ悩みを持っている、持っていたことがある人」を希望しています。

### ■いやなことや心配なこと、困っていること、悩んでいること(小学生・中学生)

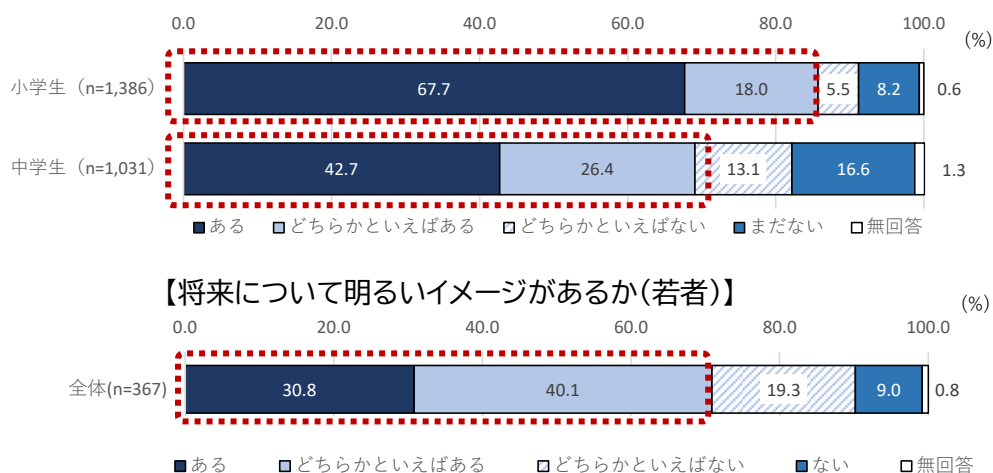


#### ④将来について

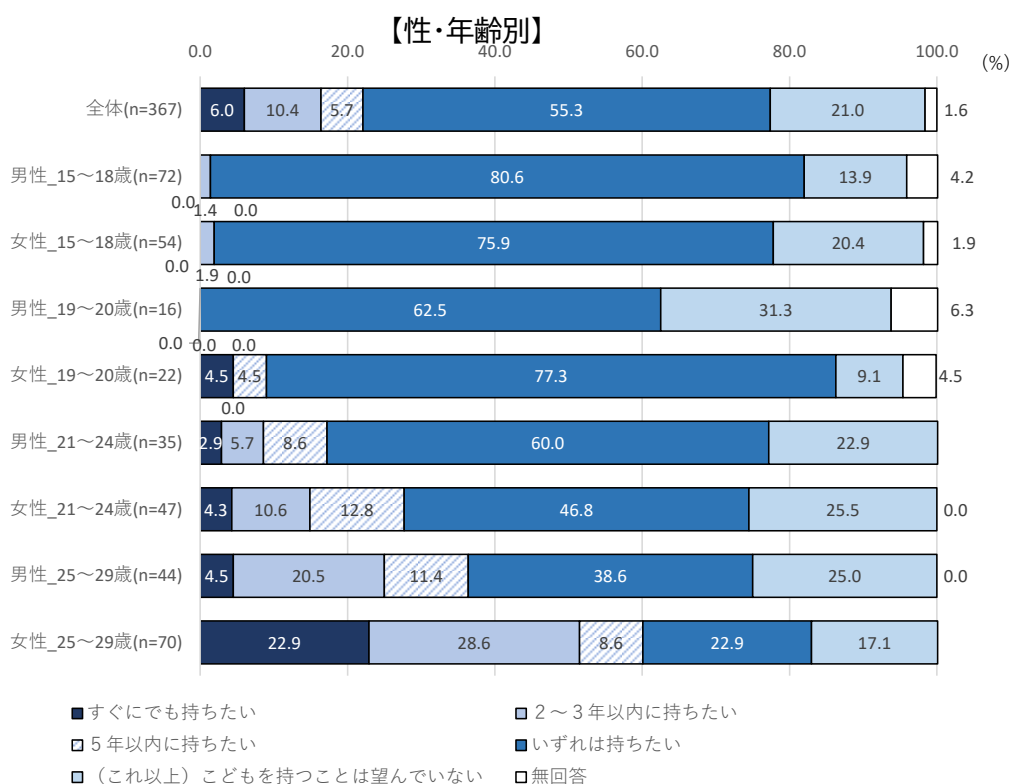
小学生・中学生ともに、将来の夢や目標が『ある』（「ある」と「どちらかといえばある」の合計）という割合はそれぞれおよそ7割～8割、若者は将来について明るいイメージが『ある』（「ある」と「どちらかといえばある」の合計）という割合はおよそ7割となっています。年齢が上がるにつれて、将来について深く考えたり、悩みを持ったりする人が増える傾向があります。

将来子どもを持ちたいかについて性別でみると、女性の方が男性よりも、「すぐにでも持ちたい」、「2～3年以内」が高く、「いずれは持ちたい」は男性の方が女性よりも高いことから、男性は女性よりも子どもを持つことを漠然とイメージしている人が多い結果となっています。

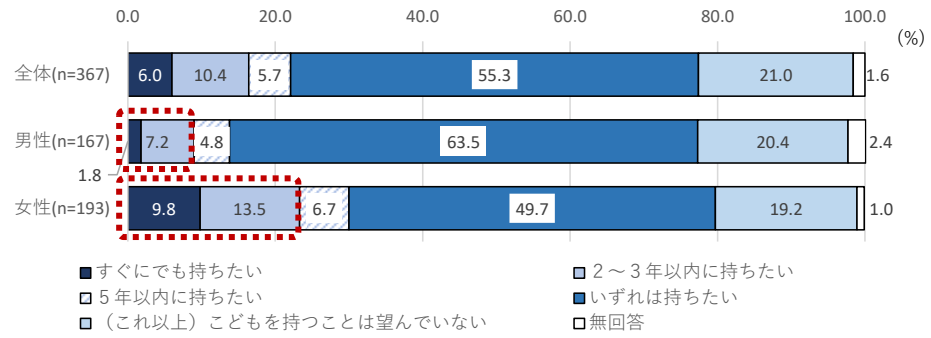
#### ■将来の夢や目標、明るいイメージの有無



#### ■将来、子どもを持ちたいか(若者)



## 【性別】



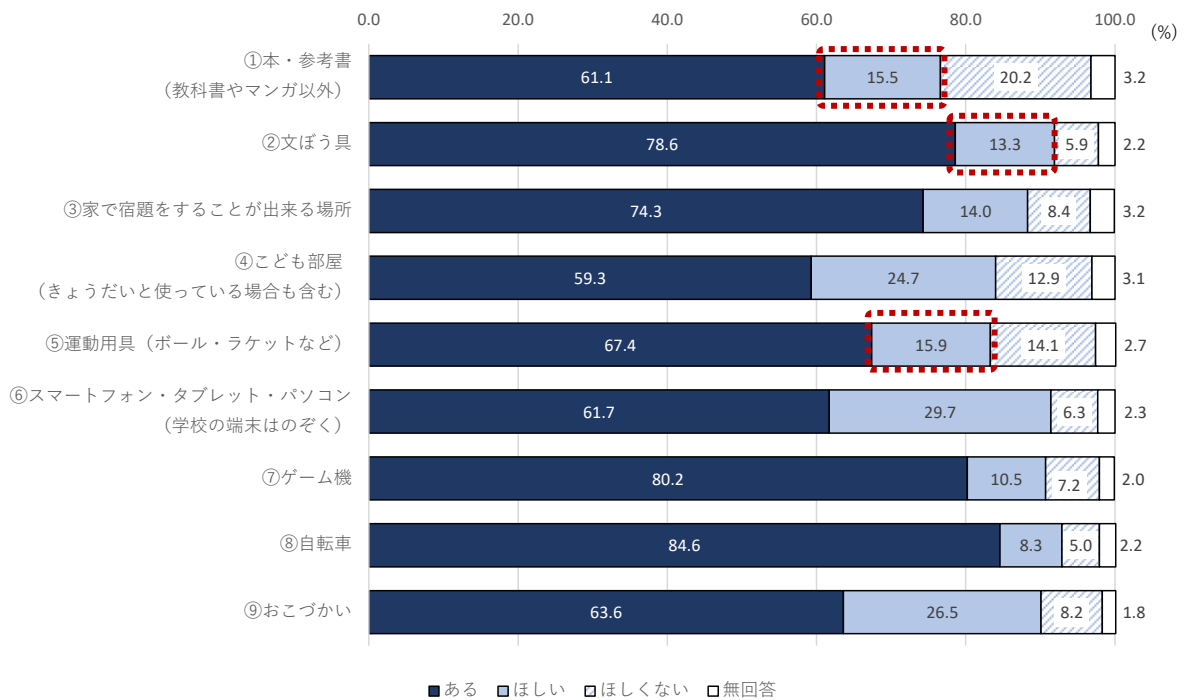
## ⑤生活について

小学生、中学生ともに、『本・参考書（教科書やマンガ以外）』『文ぼう具』『運動用具（ボール・ラケットなど）』を自分が使うことができるもので「ほしい」との回答が1割以上となっています。

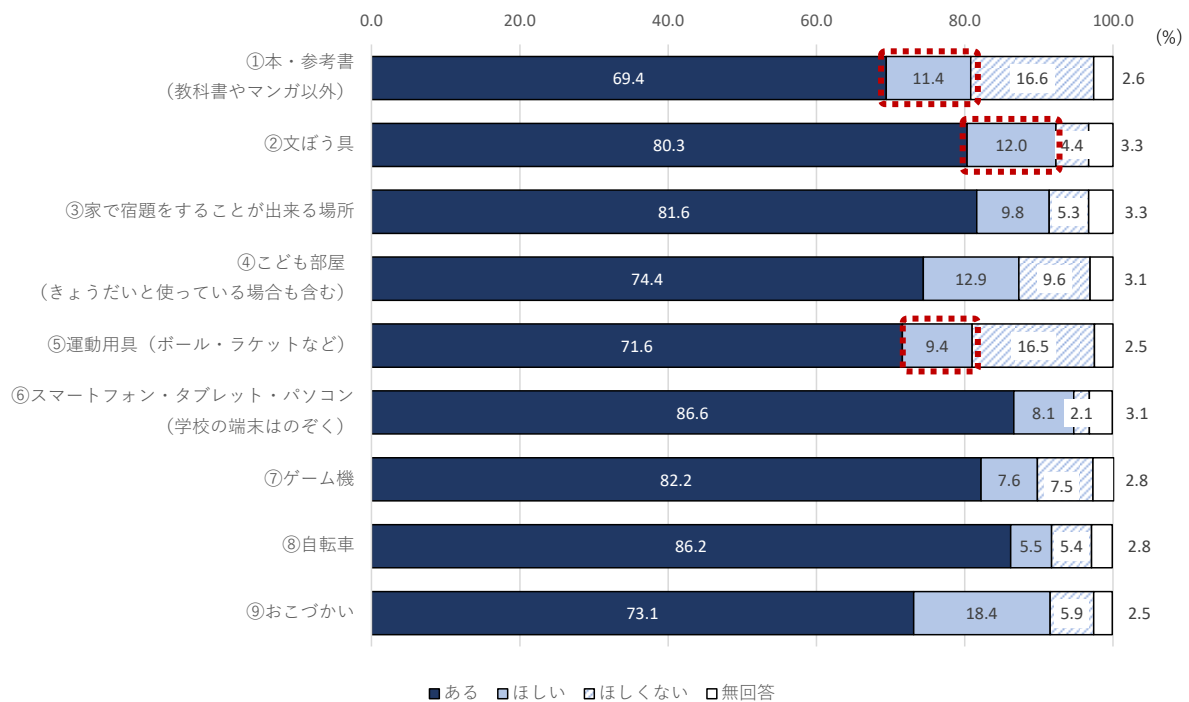
生活に『満足している』（「6」～「10」の合計）割合は世代が上がるにつれて低くなる傾向にあり、最も満足度の高い「10」と回答した割合は小学生が 31.9%と高い一方、中学生は 19.5%、若者は 11.7%と低くなっています。

## ■自分で使うことができるもの(小学生・中学生)

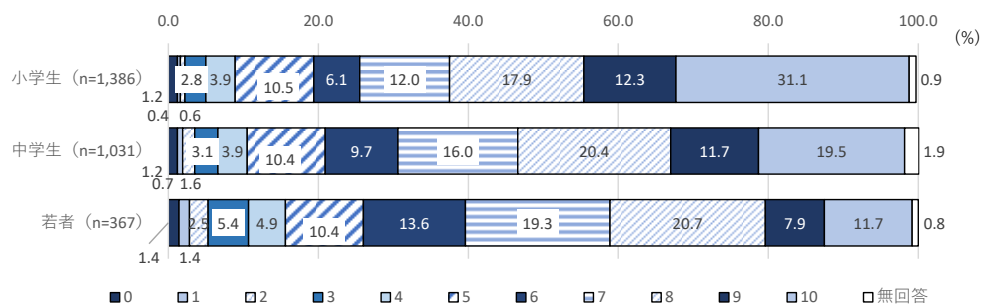
### 【自分が使うことができるもの・小学生】



### 【自分が使うことができるもの・中学生】



### ■生活の満足度(小学生・中学生・若者)



(注)選択肢は満足度を 10 段階評価で示しており、「0」～「4」を満足度が低く、「6」～「10」を満足度が高い回答としています。

### ⑥ヤングケアラーについて

家族のお世話の経験について「ある（現在未成年で今もしている場合を含む）」と回答したヤングケアラーに該当する可能性がある人の割合は、全体の 6.5%となっています。

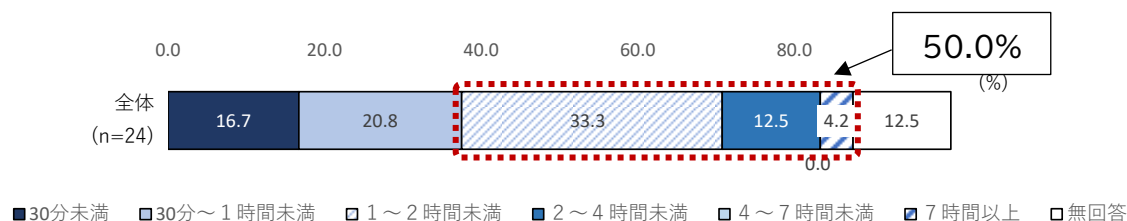
家族のお世話をしている（していた）時間は、「1～2 時間未満」が 33.3%で最も高く、次いで「30 分～1 時間未満」が 20.8%となっています。2 時間以上の割合は 16.7%となっています。

### ■成人(18 歳)になる前に家族のお世話をしている(していた)状況について(若者)





## ■成人(18歳)になる前に家族のお世話をしている(していた)時間(若者)

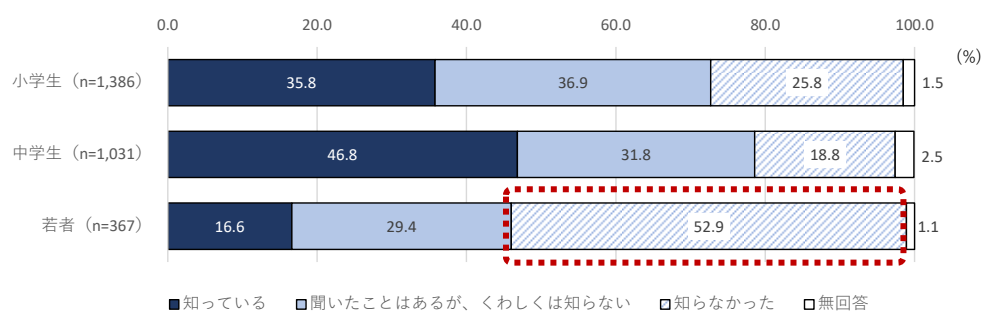


## ⑦こどもの意見表明権について

### ■こどもの意見表明権の認知度(小学生・中学生・若者)

こどもの意見表明について詳しく知っている割合は中学生が最も高く、若者は半数以上が聞いたこともないと回答しています。

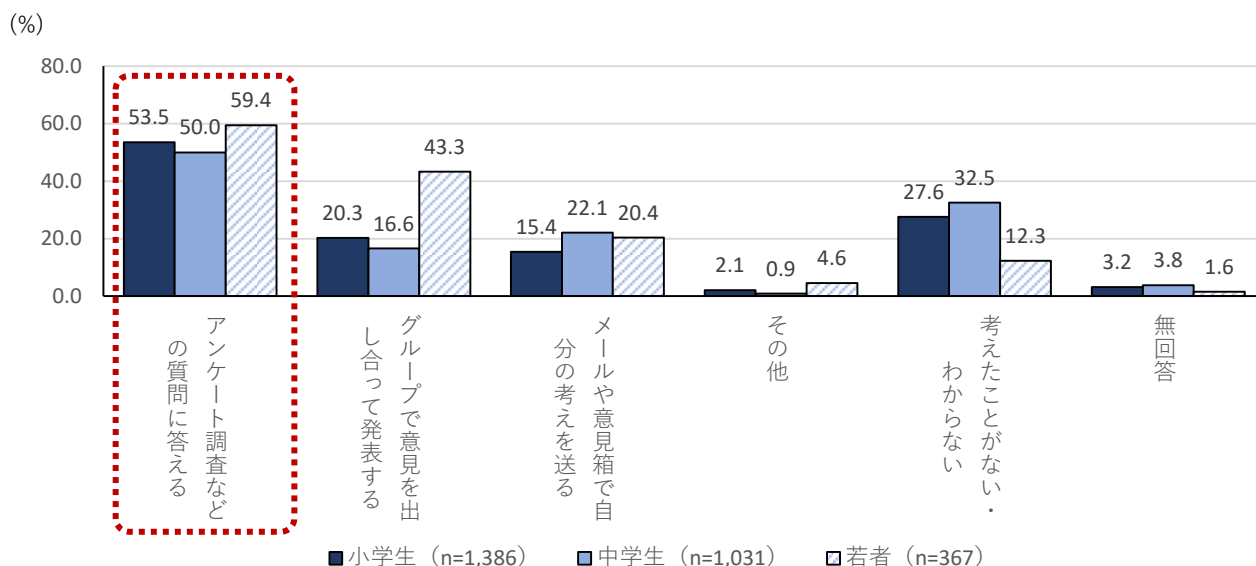
#### 【こどもの意見表明権の認知度の比較(小学生・中学生・若者)】



### ■こどもが意見を言う方法について(小学生・中学生・若者)

いずれの世代も「アンケート調査などの質問に答える」の回答が最も高くなっていますが、若者は「グループで意見を出し合って発表する」も高くなっています。

#### 【こどもの意見を言う方法についての割合の比較(小学生・中学生・若者)】



### 3 第2期計画の評価

#### (1)教育・保育事業の実績(進捗状況)

|            | 計画策定時<br>実績値 | 直近実績値 | 計画値<br>(量の見込み) | 進捗率    |
|------------|--------------|-------|----------------|--------|
|            | 令和2年度        |       |                |        |
| 1号(3-5歳)※1 | 860          | 775   | 775            | 100.0% |
| 2号(3-5歳)   | 744          | 774   | 746            | 103.8% |
| 3号(1・2歳)   | 496          | 511   | 449            | 113.8% |
| 3号(0歳)     | 100          | 74    | 106            | 69.8%  |

※1 実績値は新1号認定、新2号認定を含み、計画値は2号認定の教育ニーズを含む

#### 【参考:認定区分と提供施設】

| 認定区分 |                                  | 提供施設        |
|------|----------------------------------|-------------|
| 1号   | 3～5歳:教育のみを希望していて、保育の必要がない場合      | 認定こども園、幼稚園  |
| 2号   | 3～5歳:保育の必要性の認定を受け、認定こども園等での保育を希望 | 認定こども園、保育所  |
| 3号   | 0～2歳:保育の必要性の認定を受け、認定こども園等での保育を希望 | 認定こども園、保育所等 |

#### (2)地域子ども・子育て支援事業の実績(進捗状況)

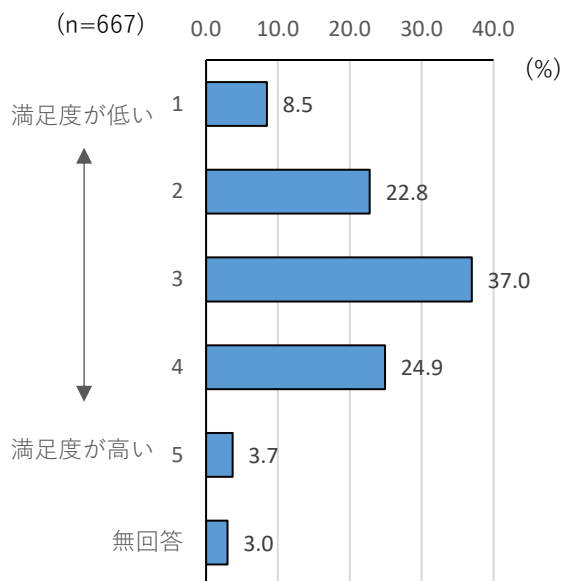
|                            |        | 計画策定時<br>実績値 | 直近実績値  | 計画値<br>(量の見込み) | 進捗率    |
|----------------------------|--------|--------------|--------|----------------|--------|
|                            |        | 令和2年度        |        |                |        |
| 利用者支援事業(実施か所数)             |        | 1            | 3      | 1              | 300.0% |
| 地域子育て<br>支援拠点事業            | 実施か所数  | 7            | 7      | 7              | 100.0% |
|                            | 延べ利用人員 | 16,713       | 19,493 | 21,975         | 88.7%  |
| 妊婦健康診査(人数)                 |        | 11,616       | 9,753  | 12,555         | 77.7%  |
| 乳児家庭全戸訪問事業(人数)             |        | 556          | 384    | 465            | 82.6%  |
| 養育支援訪問事業(実人数)              |        | 501          | 686    | 332            | 206.6% |
| 子育て短期<br>支援事業              | 延べ日数   | 6            | 1      | 19             | 5.3%   |
|                            | 実施か所数  | 5            | 5      | 5              | 100.0% |
| ファミリーサポートセンター事業(延べ日数)      |        | 408          | 687    | 1,264          | 54.4%  |
| 幼稚園・認定こども園<br>預かり保育(実施か所数) |        | 3            | 3      | 3              | 100.0% |
| 保育所等<br>一時預かり事業            | 延べ人数   | 1,919        | 1,479  | 3,522          | 42.0%  |
|                            | 実施か所数  | 4            | 4      | 3              | 133.3% |
| 延長保育事業                     | 実人数    | 688          | 655    | 487            | 134.5% |
|                            | 実施か所数  | 14           | 15     | 13             | 115.4% |
| 病児・病後児<br>保育事業             | 延べ日数   | 561          | 584    | 689            | 84.8%  |
|                            | 実施か所数  | 2            | 2      | 2              | 100.0% |
| 放課後児童健全育成事業(利用者数)          |        | 620          | 811    | 693            | 117.0% |

### (3)子育て全般についての満足度 ※アンケート結果から

子育ての環境や支援への満足度について

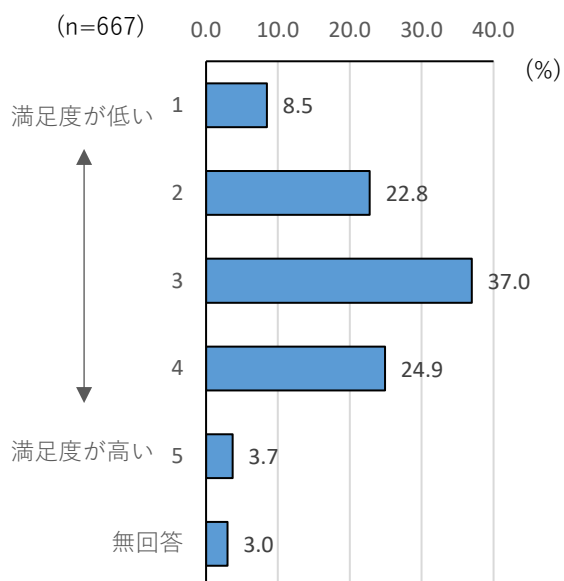
#### 【就学前児童の保護者】

満足度が低い割合（「1」と「2」をあわせた割合）は31.3%、満足度が高い割合（「4」と「5」をあわせた割合）は28.6%と、わずかな差で満足度が低くなっています。



#### 【小学生児童の保護者】

満足度が低い割合（「1」と「2」をあわせた割合）は29.3%、満足度が高い割合（「4」と「5」をあわせた割合）は25.4%と、やや満足度が低くなっています。



## 4 基本目標ごとの課題と方向性

ここでは、第2期計画の基本目標ごとに、主要事業の取組状況及びアンケート調査結果から、課題及び方向性を整理しました。

### 基本目標1 安心して子どもを産み、健やかな成長のために

本市における0～5歳人口は5年間で 352 人減少し、令和5年時点で 2,876 人となっており、少子化が進行している状況にあります。また、全国的な傾向と同様に、人口は減少しているにもかかわらず、世帯数は増加するなど、核家族化が進んでいます。

そうした状況のなか、妊娠中に健康に過ごし、安心して子どもを生み、育てることができるよう、妊娠届出時に保健師や助産師による面談を実施し、全ての妊婦を対象に個別の支援プランを作成するとともに、出産後には乳児家庭を全戸訪問し、乳幼児健康検査においてはこどもの健康状態の把握に努め、保護者がこどもの成長発達の特性を理解し、適切な成長・発達を支える環境づくりを支援するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施してきました。

また、不妊治療助成事業を実施し、不妊治療を行う人の経済的な負担軽減にも努めています。

ニーズ調査の結果によると、「こどものしつけ」、「食事や栄養」、「病気や発育・発達」などについて日頃悩んでいたり、不安に感じていると回答している就学前児童の保護者は3割～4割以上と依然高い状況であり、こどもの健康や生活に関して悩みを持っている人は少なくありません。また、保護者自身についても、子育てによる身体的な・精神的な疲れが大きいと回答している人が2割以上であり、心身の健康を保つための支援が必要となっています。保護者が悩みや不安、負担感を抱え込むことが無いように、必要な支援につなげたり、交流の場を利用していただくことが今後も重要です。

また、こども・若者の生活に関する調査では、18 歳以下の男女のうち、1～2割が「こどもを持つことは望んでいない」と回答する一方で、およそ8割の人は、「いずれは持ちたい」と将来的にこどもを持つことを希望しています。このため、希望する人がこどもを産み、育てることができるように、必要な支援や環境を整えていく必要があります。

#### 必要な方針

- こどもと保護者の健康に関する悩みや不安・負担感の解消
- 希望する人がこどもを育てることができる地域・環境づくり
- 子育てにおける経済的負担の軽減

【主な実績】

《妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の取り組み》

| 内容        |        | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|--------|----|-------|-------|-------|-------|
| 妊娠届出時面接者数 |        | 人数 | 505   | 468   | 448   | 388   |
| 一般支援      |        | 人数 | 176   | 205   | 187   | 179   |
| 要支援       |        | 人数 | 318   | 258   | 256   | 201   |
| 再掲        | 社会的リスク | 人数 | 100   | 53    | 37    | 52    |
|           | 身体的リスク | 人数 | 218   | 205   | 220   | 149   |
| ハイリスク支援   |        | 人数 | 11    | 5     | 5     | 8     |

| 内容                   | 単位    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 妊婦面接相談               | 人数    | 103   | 85    | 119   | 85    |
| 妊婦電話相談               | 人数    | 307   | 331   | 309   | 468   |
| 産婦健康検査情報提供書受け取り数     | 件数    | －     | －     | －     | 78    |
| 妊婦の喫煙率・妊娠中のパートナーの喫煙率 | 妊婦    | －     | －     | －     | 0.7%  |
|                      | パートナー | －     | －     | －     | 27.5% |
| 不妊治療助成事業             | 人数    | 90    | 73    | 45    | 104   |
|                      | 延件数   | 102   | 80    | 45    | 143   |

| 内容                          | 単位   | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------------|------|-------|-------|-------|-------|
| 乳児家庭の全戸訪問                   | 人数   | 556   | 430   | 401   | 384   |
| 乳幼児健診後にフォローが必要な場合の専門医等による相談 |      |       |       |       |       |
| 発達相談                        | 延べ人数 | 247   | 273   | 289   | 280   |
|                             | 回数   | 155   | 171   | 178   | 172   |
| ことばの相談                      | 延べ人数 | 47    | 41    | 33    | 25    |
|                             | 回数   | 14    | 14    | 13    | 12    |
| すくすく身体<br>クリニック             | 延べ人数 | 66    | 69    | 61    | 76    |
|                             | 回数   | 13    | 14    | 13    | 15    |

## 基本目標2 家庭での子育てを支えるために

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立せず、妊娠期を健康に過ごし、不安なく出産を迎え、産後も楽しく育児できるようプレママスクール（令和6年より「ウェルカム baby クラス」）や、プレママサロン（令和6年より「ままばぱサロン」）を継続して実施しています。

また、妊娠期から就学前までの子育て支援に関する各種手続きや手当などの情報を掲載した「向日市子育てガイドブック」や、保育所や幼稚園に関する情報を掲載した「すくすくガイド」など、子育てに関するガイドブックの作成や、広報むこう・ホームページでの子育て支援に関する各種サービスや催しの案内などを行っており、さまざまな媒体を活用した情報発信に努めています。

ニーズ調査の結果によると、緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる子育て世帯が多くを占めている一方で、こどもをみてもらえる親族・知人がいない保護者がおおよそ1～2割います。また、子育てをつらく感じている保護者もおおよそ2割いるなど、頼る親族・友人などがおらず孤立している子育て世帯が一定数いることが推察されます。

また、同調査では、子育てに関する情報は、向日市の広報やパンフレットとともに、インターネットやSNSを活用している人が多くなっています。このため、情報発信のあり方についても、時代の変化に対応しながら、必要な人に十分な情報を伝えていく必要があります。

### 必要な方針

- こどもをみてもらえる親族・知人がいない人へのアプローチと支援の充実
- 多様な方法での情報発信

### 【主な実績】

| 内容                           |         | 単位   | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------------------|---------|------|-------|-------|-------|-------|
| 子育てコンシェルジュ事業                 | 妊婦面接相談  | 実人数  | 103   | 85    | 119   | 85    |
|                              | 妊婦電話相談  | 実人数  | 307   | 331   | 309   | 468   |
| 産後ケア事業                       | 利用者     | 実人数  | －     | 3     | 5     | 17    |
|                              | ショートステイ | 延べ日数 | －     | 5     | 5     | 26    |
|                              | デイサービス  | 延べ日数 | －     | 1     | 13    | 9     |
| ウェルカム baby クラス<br>(プレママスクール) |         | 実施回数 | 9     | 8     | 12    | 12    |
|                              |         | 延べ人数 | 85    | 34    | 46    | 78    |
| ままばぱさろん<br>(プレママサロン)         |         | 実施回数 | 10    | 11    | 12    | 12    |
|                              |         | 延べ人数 | 90    | 55    | 57    | 118   |

### 基本目標3 仕事と子育てを両立できる環境づくりのために

本市においても、女性の就業率が年々上昇しています。ニーズ調査の結果によると、母親のフルタイム就労の割合が増加しており、今後も共働き家庭が増加していくことが考えられます。また、5年前に比べると父親の育児休業を取得した割合は増加していますが、母親に比べると依然として低い状況です。父親が育児休業を取らない・取れない理由として、「仕事が忙しかった」や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などが高くなっています。また、母親の育児休業を取らない・取れない理由として、「子育てや家事に専念するために退職した」や「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が高いことから、子育てと仕事の両立に対する職場の理解が十分でないことが推察されます。

また、ニーズ調査では、子育て支援施策で「仕事と子育ての両立支援と働き方の見直しの促進」を望む人が4割以上ありました。本市では、それぞれの子育て家庭にあったサービスが利用できるよう、教育・保育の提供に加え、全保育所での延長保育事業の実施や、一時預かり事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業に取り組んでいますが、引き続き、共働き家庭の増加に伴う教育・保育事業へのニーズの高まりに合わせて、多様で柔軟な保育サービスの提供が引き続き重要となっています。

#### 必要な方針

- 教育・保育事業のニーズ(質・量)に応じた受け皿の確保
- 子育てと仕事の両立に向けた支援・サービスの提供体制の充実
- 育児休業等の制度を利用しやすい気運の醸成

#### 【主な実績】

| 内容         | 単位    | 令和2年度     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| 延長保育事業     | 実施有無  | 全ての保育所で実施 |       |       |       |
| 一時預かり事業    | 実施か所数 | 4         | 4     | 4     | 4     |
| 病児・病後児保育事業 | 実施か所数 | 2         | 2     | 2     | 2     |
| ショートステイ    | 件数    | 1         | 1     | 1     | 0     |
| トワイライトステイ  | 件数    | 0         | 0     | 0     | 1     |

## 基本目標4 子育てを地域で支えるために

こども大綱に基づき、こども・若者・子育てに関する取組・政策を我が国のまんやかに据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんやか社会」の実現をめざすことが求められています。

こども・若者の生活に関する調査では、こどもの意見表権を知っている割合は、小学生で 35.8%、中学生で 46.8%に対し、若者は 16.6%と低い傾向にあり、こどもの権利主体に対する考え方を周知する必要があります。

また、本市においては、要保護児童対策地域ネットワーク協議会での進行管理や個別のケース対応、実務者会議への参加や学校訪問等を通じて、関係機関と連携を図り、虐待予防や課題の解決に取り組んでいます。全国的には、児童相談所の虐待相談対応件数は、令和4年度で過去最多の 21 万 9,170 件となっており、不登校やいじめの重大事態の発生件数や、ネットいじめの件数も令和4年度にともに最多となっていることから、こどもが安心・安全に成長することができる環境づくりが求められています。

ニーズ調査では、成人（18 歳）になる前に家族のお世話をしていたと回答した若者の割合は 6.5%であり、そのうち半分の人が 1 時間以上お世話をしていたことから、期間は不明ではありますが、ヤングケアラーに該当していたケースも考えられます。

### 必要な方針

- こどもの権利主体に対する考え方の周知
- 虐待の早期発見や、支援につなげるまでの関係機関の連携強化
- 貧困やヤングケアラー等、様々な課題に対応できる包括的な支援体制の整備

### 【主な実績】

| 内容                         | 単位    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 地域子育て支援拠点                  | 実施か所数 | 7     | 7     | 7     | 7     |
| 要保護児童対策地域ネットワーク協議会での取り扱い件数 | 児童数   | 390   | 343   | 342   | 409   |
|                            | 世帯数   | 219   | 202   | 193   | 221   |
| 養育支援訪問事業                   | 人数    | 501   | 784   | 545   | 686   |



## 第3章 計画の策定にあたって

### 1 基本理念

これまで取り組みを進めてきた向日市子ども・子育て支援事業計画では、第1期、第2期計画ともに「未来をひらく子どもの育ちをみんなで支え喜び合えるまち」を基本理念に掲げてきました。この基本理念には、こどもたちを地域社会全体で見守り、支えるまち、こどもの成長を喜び合えるまちを目指すとともに、これから家庭を築き、こどもを産み育てたいと思う男女がその希望を実現できる環境づくりを目指すという思いを込めています。

第3期計画となる本計画においては、この理念を継承するとともに、こども基本法やこども大綱に基づき、全てのこどもについて、個人として尊重され、こどもが自身に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保される、こどもまんなか社会を目指します。

| 第1期計画・第2期計画の基本理念案          |
|----------------------------|
| 未来をひらく子どもの育ちをみんなで支え喜び合えるまち |

| 向日市こども計画の基本理念案                         |
|----------------------------------------|
| 未来をひらくこどもの意見を尊重し<br>その育ちをみんなで支え喜び合えるまち |

### 2 基本的な視点

本計画の策定にあたって、以下に示す3つの視点を基本とします。

#### (1)こどもの視点

こどもの幸せを第一に考え、全てのこどもの生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されるようこどもの視点を取り入れ、健全育成のための取り組みを進めます。また、こどもを権利の主体としてとらえて、こどもが自由に意見を述べ、まちづくりの施策等に反映されるよう取り組みを進めます。

#### (2)家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く全てのこどもと家庭へ支援し、育ちの環境を切れ目なく作り上げ、次代を支える好循環をつくるという視点に立った取り組みを進めます。

#### (3)地域の視点

地域の人々が子育ての喜びや苦労を分かち合い、ともにこどもを守り育てていく豊かな子育て環境を築いていけるよう、地域住民を主体とした社会全体の子育て支援の体制づくりを進めます。

また、出生数が大きく減少に転じるなど、地域の変化を十分に考慮した施策を進めます。

### 3 基本目標（案）

基本理念の達成のために、次の基本目標に基づき取り組みを推進します。

#### 基本目標1 こどもを権利主体とした仕組みづくりのために

こどもまんなか社会の実現に向けて、こどもを権利の主体として認識し、また、その多様な人格・個性を尊重し、こどもの最善の利益を図ることの理解促進を図るとともに、こどもや若者、子育て当事者の意見を聴き、施策に反映していくための仕組みづくりを図ります。

#### 基本目標2 安心してこどもを産み、健やかな成長のために【妊娠～出産～幼児期】

全ての親子が将来にわたって心身ともに健康に生活できることを目指します。

妊娠期においては、妊娠中を健康に過ごし、胎児の健やかな成長を促すとともに、安全な出産ができるよう支援します。

出生から乳児期、幼児期においては、こどもの健康状態の把握に努め、保護者がこどもの成長・発達の過程を理解し、正しい知識を持ち、こどもの成長・発達を支える適切な環境を作ることができるよう支援します。

また、こうした支援をより円滑に行うために、医療や福祉、子育て支援関係機関との連携を強化します。

#### 基本目標3 全てのこどもが自分らしく成長できるように【学童期～思春期～青年期】

こどもの一人ひとりが、地域をつくる一員であることを自覚し、明るい将来に向けて、夢の実現を目指しながら主体的に「生きる力」を育むことが重要です。

こどもが主体的に学び、将来を担う若者として健やかに成長できる環境整備を推進するとともに、自己肯定感を持って、自分らしく成長できるよう、多様な体験活動の機会をつくり、健全な成長に向けた環境整備を推進します。そして、こども・若者が、職業観を形成し、必要な能力を身につけ、自立した個人として成長できるように必要な情報を発信・啓発します。

また、家庭、学校、地域や関係団体と連携し、いじめ防止や不登校対策の充実を図ります。

#### 基本目標4 子育て家庭を支援するために【子育て当事者】

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することなく、必要な情報を得て、相談や適切なサービス利用につながる体制を推進し、子育てに関する相談や交流事業、子育て学習の機会や情報提供など相談・支援体制の充実を目指します。

また、多様化するライフスタイルに応じて、様々な働き方で男女がともに子育ても仕事も大切にできる社会を目指し、男女がともに育児休業等を取得しやすい職場づくりや柔軟でゆとりある勤務形態の普及・啓発を推進します。

#### 基本目標5 子育てを地域で支えるために【ライフステージ全般】

子育てを家庭だけの問題と捉えることなく、地域で子育ての喜びや楽しみを持ち、安心してこどもを育てることができるように、地域の子育て機能の強化や、様々な資源を活用した一体的な子育て支援を推進します。

児童虐待防止のため、ネットワークの充実などの施策を展開するとともに、ひとり親家庭や障がいのあるこどもを持つ家庭、ヤングケアラーや外国籍の家庭など、支援が必要な家庭やこどもの自立を支える施策を推進します。

また、こどもの貧困対策として、全てのこどもたちが夢と希望を持って成長していける社会が実現できるよう、各関係課・関係機関・地域等による連携協力によって総合的に施策を推進します。

## 4 施策の体系（案）

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 基本施策 〕

未来をひらくこどもたちの意見を尊重し、その育ちをみんなで支え喜び合えるまち

1 こどもを権利主体とした仕組みづくりのために

（１）こどもの人権を守る体制づくり

（２）こども・若者の意見聴取と施策反映の仕組みづくり

2 安心してこどもを産み、健やかな成長のために

（１）安心・安全に妊娠や出産ができる施策の推進

（２）こどもの健康な心とからだづくりの推進

3 全てのこどもが自分らしく成長するために

（１）こどもの豊かな感性を育む教育・保育の推進

（２）児童の健全育成

（３）いじめ・不登校対策、自殺対策の推進

（４）就労・結婚・出産等を希望する人への支援

4 子育て家庭を支援するために

（１）家庭の育児力の向上

（２）子育て家庭の経済的負担の軽減

（３）保育サービスの充実

（４）男女が共同し取組む子育ての推進

（５）仕事と生活の調和に関する広報・啓発

5 子育てを地域で支えるために

（１）地域とともに全ての子育て家庭を支える環境づくり

（２）児童虐待防止対策の推進

（３）障がいのあるこどもと家庭への支援

（４）支援や配慮を必要とするこどもと家庭への支援  
（ヤングケアラー、こどもの貧困、ひとり親家庭等）

（５）安全・安心な子育て環境の整備